

# 令和2年度湧別町保健医療福祉協議会 第1回高齢者・介護部会

日時 令和3年1月12日(火)  
午後6時30分より  
場所 保健福祉センター 会議室

(会議次第)

1. 開 会

2. 特別委員へ委嘱状交付

3. 協議事項  
部会長及び副部会長の選出について

部会長 \_\_\_\_\_

副部会長 \_\_\_\_\_

4. 部会長挨拶

5. 諮問事項  
「第8期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(令和3年度～5年度)  
の策定について

- (1) 計画の基本的な考え方
  - ・計画策定の趣旨と位置づけ
  - ・第8期介護保険事業(支援)計画の基本指針について
- (2) 湧別町の高齢者を取り巻く状況
  - ・高齢者の現状
  - ・介護保険給付等の状況
- (3) 高齢者のニーズ
  - ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要
- (4) 計画の基本理念と施策体系
  - ・基本理念
  - ・施策の体系
  - ・第8期計画の基本目標の概要(重点)
- (5) 介護保険事業
  - ・保険給付費の見込み
  - ・介護保険料の算出
- (6) その他
  - ・高齢者福祉サービスについて
  - ・介護保険給付適正化について

## 6. 今後の部会スケジュール

- 第2回部会 1月下旬
- ・計画素案の修正、追加等
  - ・審議結果（答申案）
  - ・R2 介護保険特別会計決算（見込み）及び R3 予算案
  - ・介護保険・地域包括支援センター事業報告等
- ※日時： 1月 日（ ） 時 分より  
会場：
- 2月上旬
- ・パブリックコメントの実施（30日間）
- 第3回部会 3月上旬
- ・パブリックコメント実施結果

## 7. 閉 会

## 湧別町保健医療福祉協議会 高齢者・介護部会委員名簿

任期 自：令和2年12月22日  
至：令和5年12月21日

区分	委員所属	職名	委員氏名	部会長・ 副部会長	備考
1	保健・医療・福祉 介護・教育関係者	民生委員児童委員協議会	会長	後 藤 哲 司	
2		国民健康保険運営協議会	委員	久 保 美恵子	
3	関係機関・団体 の代表者	自治会連合会	会長	北 村 茂	
4		老人クラブ連合会	会長	中 川 哲 夫	
5	有 識 者	特別養護老人ホーム 湧別才ホーツク園	施設長	篠 田 悟	
6		特別養護老人ホーム 湧愛園	施設長	三 好 信 一	
7		社会福祉協議会	事務局長	石 川 克 己	
8	特 別 委 員	曾我病院	院長	澁 谷 努	
9		上湧別歯科診療所	所長	竹 林 秀 人	
10	保健医療福祉 協議会 会長	社会福祉協議会	会長	西 川 仁 史	

## 湧別町保健医療福祉協議会 高齢者・介護部会について

介護保険法等において下記の事項について、公平性・中立性の確保する観点から被保険者等の意見を反映させるために必要な措置を講じることと定められており、その諮問機関として湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則に基づいて設けられた部会です。

### ○高齢者・介護部会の所掌する事項

#### 1. 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進に関すること

3年を1期とした高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の8）及び介護保険事業計画（介護保険法第117条）を定める必要があります。

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定、変更、実施及び評価に関することについて、答申又は協議をしていただきます。（介護保険法第117条第9項）

##### 主な協議内容

- ・老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定、変更、実施及び評価に関すること
- ・その他老人福祉計画及び介護保険事業計画に関すること

#### 2. 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること

地域密着型サービス事業者の指定（町が指定権者）及び運営等に関することについて、答申又は協議をしていただきます。（介護保険法第78条の2）

##### 主な協議内容

- ・事業所の指定を行うとき
- ・独自の指定基準及び介護報酬を設定する場合
- ・サービスの質の確保、運営評価その他町長が必要であると判断した事項
- ・その他地域密着型サービスに関すること

#### 3. 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること

地域包括支援センターの設置・運営（介護保険法施行規則第140条の66）に関することについて、答申又は協議をしていただきます。

##### 主な協議内容

- ・センターの設置等に関すること
- ・センターの運営に関すること
- ・センターの職員の確保に関すること
- ・その他地域包括ケアに関すること

# (素案)

## 第8期

### 湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(令和3年度～5年度)

**ダイジェスト版**

※この素案に記載している令和3年度以降の各種推計値や保険料等は、令和2年11月時点のものであり、今後、北海道による精査等を経て最終的な数値を定めることとしておりますので、ご了承ください。

令和3年3月

湧別町



# 1. 計画の基本的な考え方

## (1) 計画策定の趣旨と位置づけ

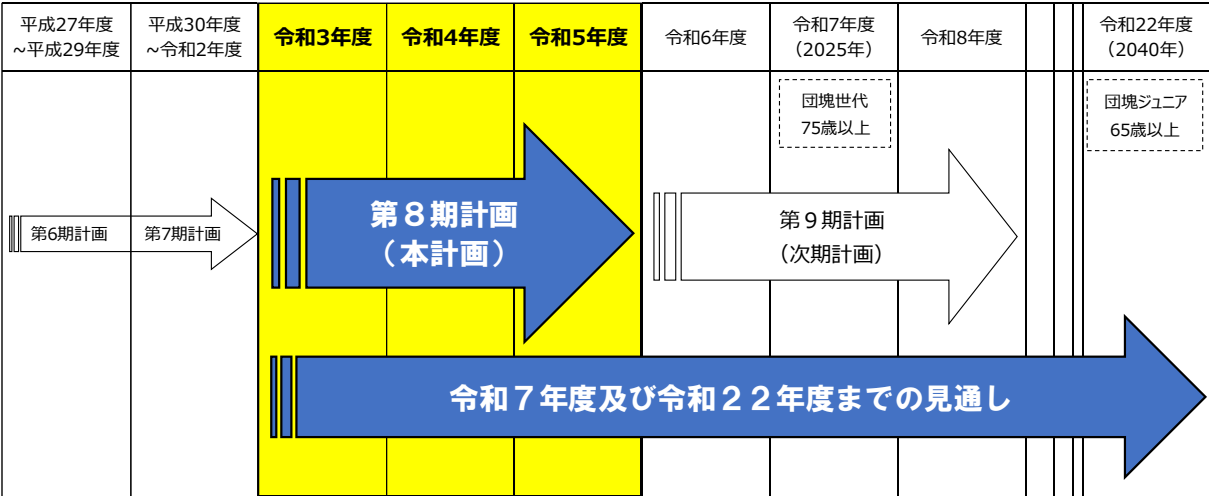
### ① 計画策定の主旨

総人口・現役世代人口が減少する中で、85歳以上人口は当面増加することが見込まれ、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されることから、高齢者を地域で支える体制づくりや地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要です。

本計画の策定にあたっては、第7期計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）より掲げた地域包括ケアシステムの構築に向けて引き続き努めるとともに、現在の課題や特性を把握しながら、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備、介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化などに一体的に取組み、高齢者があらゆる世代の町民と共に、住み慣れた地域でいつまでも安心して長く暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指します。

### ② 計画期間

今回策定する第8期計画は、令和3年（2021年）度から令和5年（2023年）度までの3年間を計画期間と定め、団塊の世代が75歳以上となる令和7年が近づく中で、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年までのサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った計画として策定します。



## (2) 第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針について

### ①基本指針の概要

- 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備  
2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等について
- 地域共生社会の実現  
地域共生社会の実現に向けた考え方や取組等について
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）  
一般介護予防事業における「PDCA サイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」等について
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化  
住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等について
- 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進  
認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進等について
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化  
職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性等について
- 災害や感染症対策に係る体制整備  
近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた備えの重要性等について

### ②北海道の計画作成指針における主な基本的事項

- ・自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ・介護給付等対象サービスの充実・強化
- ・在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- ・日常生活を支援する体制の整備
- ・2025年及び2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進に向けた目標
- ・地域包括ケアシステム推進のための地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- ・地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- ・認知症施策の推進
- ・災害・感染症対策に係る体制整備
- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み など



## 2. 湧別町の高齢者を取り巻く状況

### (1) 高齢者の現状

#### ①人口構造

本町の人口構造をみると、65歳以上の高齢者人口は平成28年の3,387人をピークに減少傾向にあります。65歳以上から74歳までの前期高齢者の人口は、平成27年以降で見ると、増加と減少を繰り返していますが今後は減少が見込まれ、また、75歳以上の後期高齢者の人口は、平成29年の1,945人をピークに減少傾向にあります。今後は、令和12年（2030年）頃までいったん増加が見込まれ、その後減少に向かうことが予想されています。

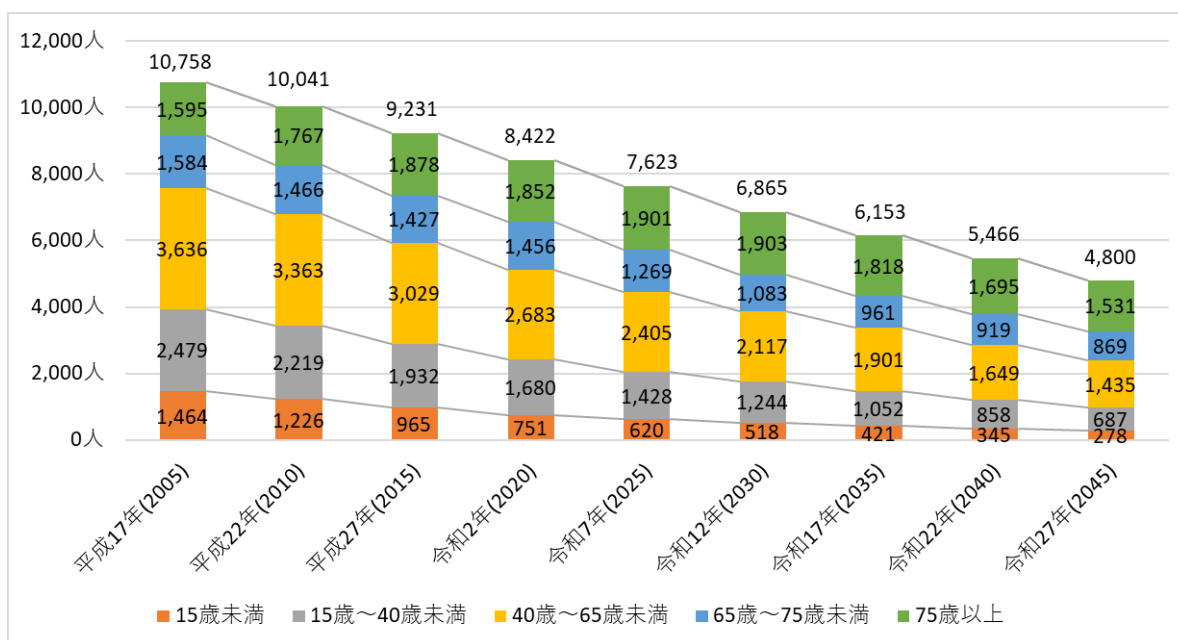
一方、それ以外の世代の人口が長期にわたって減少傾向となります。高齢化率をみると、平成27年には35.9%でしたが、令和2年では39.1%となっており、今後も少子高齢化に伴う高齢化率の上昇は続くものと見込まれています。

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和7年	令和22年
総 人 口	9,309人	9,136人	9,114人	8,907人	8,690人	8,490人	7,623人	5,466人
年 少 人 口	978人 10.5%	958人 10.5%	937人 10.3%	898人 10.1%	837人 9.6%	784人 9.2%	620人 8.1%	345人 6.3%
生産年齢人口	4,985人 53.6%	4,791人 52.4%	4,800人 52.7%	4,645人 52.1%	4,507人 51.9%	4,384人 51.7%	3,833人 50.3%	2,507人 45.9%
15歳～39歳	1,941人 20.9%	1,825人 20.0%	1,888人 20.7%	1,826人 20.5%	1,762人 20.3%	1,711人 20.2%	1,428人 18.7%	858人 15.7%
40歳～64歳	3,044人 32.7%	2,966人 32.5%	2,912人 32.0%	2,819人 31.6%	2,745人 31.6%	2,673人 31.5%	2,405人 31.6%	1,649人 30.2%
高 齢 者 人 口	3,346人	3,387人	3,377人	3,364人	3,346人	3,322人	3,170人	2,614人
高 齢 化 率	35.9%	37.1%	37.0%	37.8%	38.5%	39.1%	41.6%	47.8%
65～74歳人口	1,432人	1,460人	1,432人	1,450人	1,443人	1,453人	1,269人	919人
前期高齢化率	15.4%	16.0%	15.7%	16.3%	16.6%	17.1%	16.7%	16.8%
75歳以上人口	1,914人	1,927人	1,945人	1,914人	1,903人	1,869人	1,901人	1,695人
後期高齢化率	20.6%	21.1%	21.3%	21.5%	21.9%	22.0%	24.9%	31.0%

(出典) 平成27年～令和2年まで：10月1日現在住民基本台帳

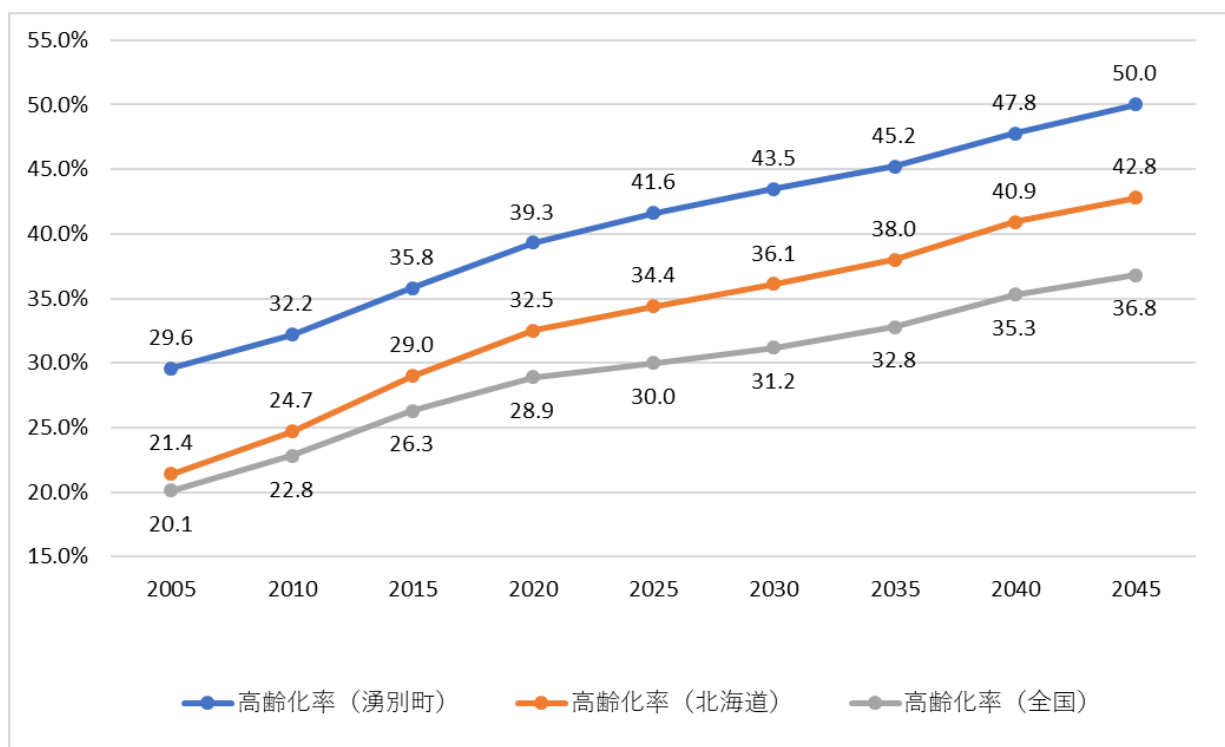
令和7年、令和22年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

### 【参考1】年齢5区分別人口の構成比の推移



(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」  
2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

### 【参考2】高齢化率の推移



(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」  
2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

## ②高齢者世帯の推移

本町の総世帯数は、人口減少に伴って年々減少で推移しており、令和2年では4,078世帯となっています。一方、65歳以上の高齢者のいる世帯は増加しており、令和2年は2,342世帯、高齢者のいる世帯の割合も57.4%となっています。

また、高齢者単身世帯の占める割合も増加で推移し、令和2年には984世帯となり、今後も、単身高齢者だけではなく、高齢夫婦世帯も含めて増加が見込まれています。

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年	令和7年	令和22年
<b>総世帯数</b>	<b>4,118世帯</b>	<b>4,010世帯</b>	<b>3,861世帯</b>	<b>4,078世帯</b>	<b>4,031世帯</b>	<b>3,941世帯</b>	<b>3,546世帯</b>
<b>65歳以上の親族のいる世帯数</b>	<b>2,027世帯</b>	<b>2,054世帯</b>	<b>2,073世帯</b>	<b>2,342世帯</b>	<b>2,394世帯</b>	<b>2,392世帯</b>	<b>2,518世帯</b>
総世帯に占める割合	49.2%	51.2%	53.7%	57.4%	59.4%	60.7%	71.0%
	夫婦のみ世帯数	654世帯	705世帯	703世帯	645世帯	665世帯	720世帯
総世帯に占める割合	15.9%	17.6%	18.2%	15.8%	16.5%	16.9%	20.3%
	65歳以上世帯に占める割合	32.3%	34.3%	33.9%	27.5%	27.8%	28.6%
単身世帯数	467世帯	517世帯	585世帯	984世帯	1,072世帯	1,111世帯	1,504世帯
	総世帯に占める割合	11.3%	12.9%	15.2%	24.1%	26.6%	28.2%
65歳以上世帯に占める割合	23.0%	25.2%	28.2%	42.0%	44.8%	46.4%	59.7%
	その他	906世帯	832世帯	785世帯	713世帯	657世帯	615世帯
総世帯に占める割合	22.0%	20.7%	20.3%	17.5%	16.3%	15.6%	8.3%
65歳以上世帯に占める割合	44.7%	40.5%	37.9%	30.4%	27.4%	25.7%	11.7%

(出典) 平成17年～27年：総務省「国勢調査」、令和2年：10月1日現在住民基本台帳、令和5年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」、令和7年、22年：町独自推計

## (2) 介護保険給付等の状況

### ①被保険者数、要支援・要介護認定者数と認定率の推移

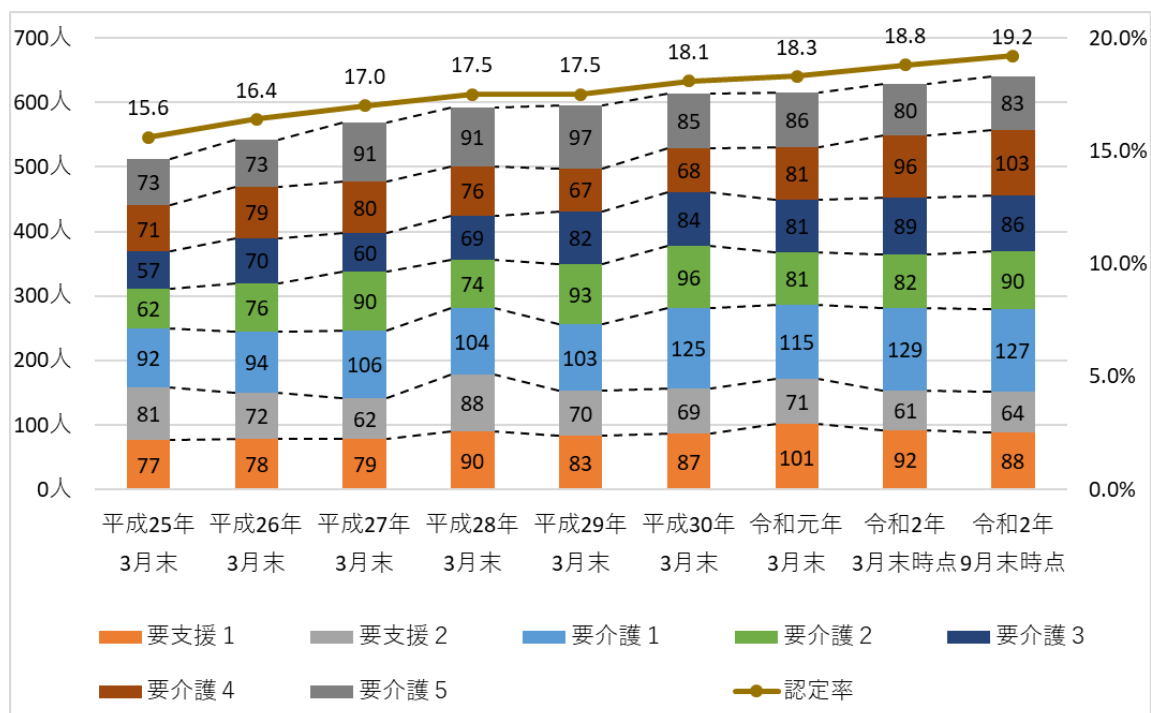
第1号被保険者（65歳以上）数は、平成28年度（3,396人）をピークに減少に転じており、令和2年度末では3,339人となり、以降も減少が見込まれます。

また、第1号被保険者の要介護・要支援認定者数は、高齢化の進行に伴って、659人となる令和2年度まで増加しています。今後は、被保険者数が減少する一方、高齢化が進行するため、当面横ばいで推移していくと推計され、認定率は20%に近づいています。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
<b>第1号被保険者数</b>	<b>3,387人</b>	<b>3,364人</b>	<b>3,354人</b>	<b>3,339人</b>	<b>3,335人</b>	<b>3,304人</b>	<b>3,278人</b>	<b>3,221人</b>	<b>2,674人</b>
<b>要支援者</b>	<b>160人</b>	<b>175人</b>	<b>158人</b>	<b>155人</b>	<b>157人</b>	<b>158人</b>	<b>158人</b>	<b>158人</b>	<b>150人</b>
	要支援1	88人	104人	97人	89人	96人	96人	96人	90人
	要支援2	72人	71人	61人	66人	61人	62人	62人	60人
<b>要介護者</b>	<b>474人</b>	<b>461人</b>	<b>488人</b>	<b>504人</b>	<b>475人</b>	<b>480人</b>	<b>482人</b>	<b>483人</b>	<b>491人</b>
	要介護1	129人	120人	132人	129人	131人	130人	130人	128人
	要介護2	97人	80人	83人	96人	77人	79人	78人	79人
	要介護3	88人	83人	90人	88人	89人	91人	93人	96人
	要介護4	71人	88人	103人	105人	98人	99人	98人	100人
	要介護5	89人	90人	80人	86人	80人	81人	83人	82人
<b>認定者数</b>	<b>634人</b>	<b>636人</b>	<b>646人</b>	<b>659人</b>	<b>632人</b>	<b>638人</b>	<b>640人</b>	<b>641人</b>	<b>641人</b>
<b>認定率</b>	<b>18.7%</b>	<b>18.9%</b>	<b>19.3%</b>	<b>19.7%</b>	<b>19.0%</b>	<b>19.3%</b>	<b>19.5%</b>	<b>19.9%</b>	<b>24.0%</b>

(出典) 平成29年～令和元年度は3月末日現在、令和2年度は9月末現在の町集計（認定者数は第1号被保険者のみ）  
令和3年～22年度：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

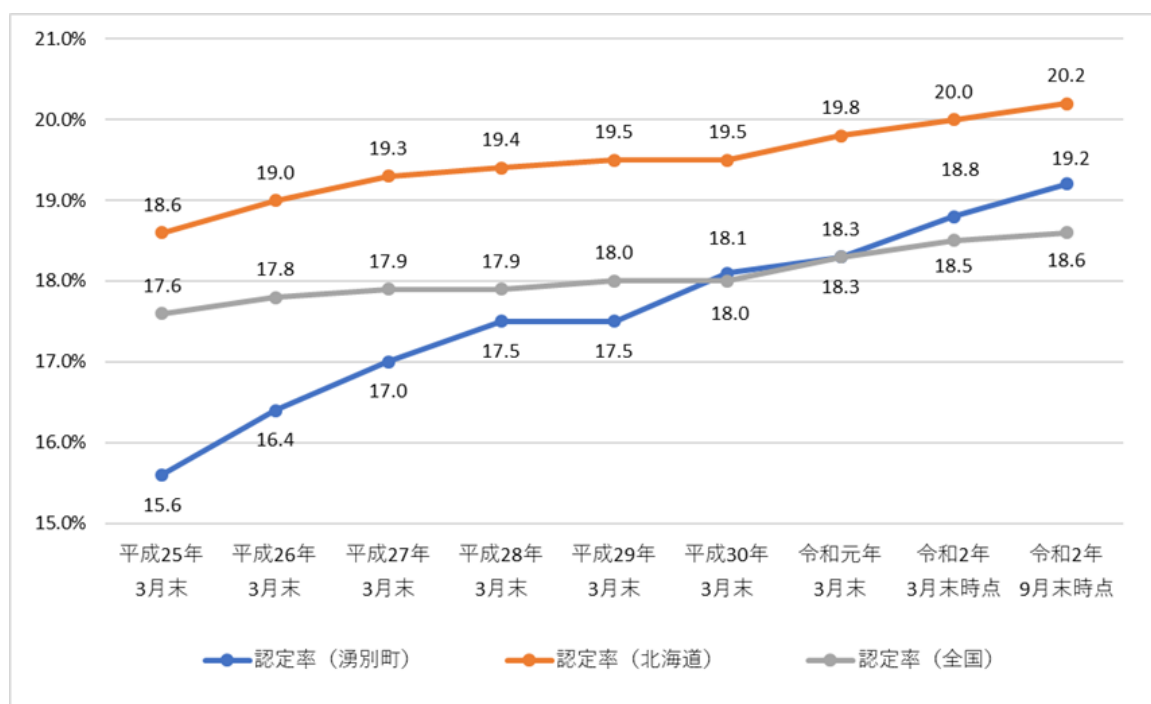
### 【参考3】要支援・要介護認定者数と認定率の推移



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」※令和元~2年度:「介護保険事業状況報告(月報)」

全国、北海道との認定率の比較では、平成29年までは全国、北海道よりも低い水準で推移していましたが、平成30年に全国平均を上回り、以降は全道平均との差を縮めながら推移しています。

### 【参考4】認定率の推移の比較



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」※令和元~2年度:「介護保険事業状況報告(月報)」

## ②認知症高齢者数の推移

高齢化の進展に伴い認知症高齢者も増加が予想されることから、要介護認定者のうち、認知症日常生活自立度Ⅱ以上に着目して推移を集計しました。認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認定者は、わずかに増加傾向にあり、令和2年度では382人となり、要介護認定者のうち58.7%となっています。

国の新オレンジプランでは、高齢化の進展とともに、令和7年には高齢者の5人に1人が認知症になると推計しており、今後も認知症高齢者は増加することが予想されます。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援・要介護認定者数	624人	625人	641人	651人	632人	638人	640人	641人	641人
認知症自立度Ⅱ以上の人数	389人	369人	374人	382人	373人	379人	382人	388人	424人
割合	62.3%	59.0%	58.3%	58.7%	59.0%	59.4%	59.7%	60.5%	66.1%

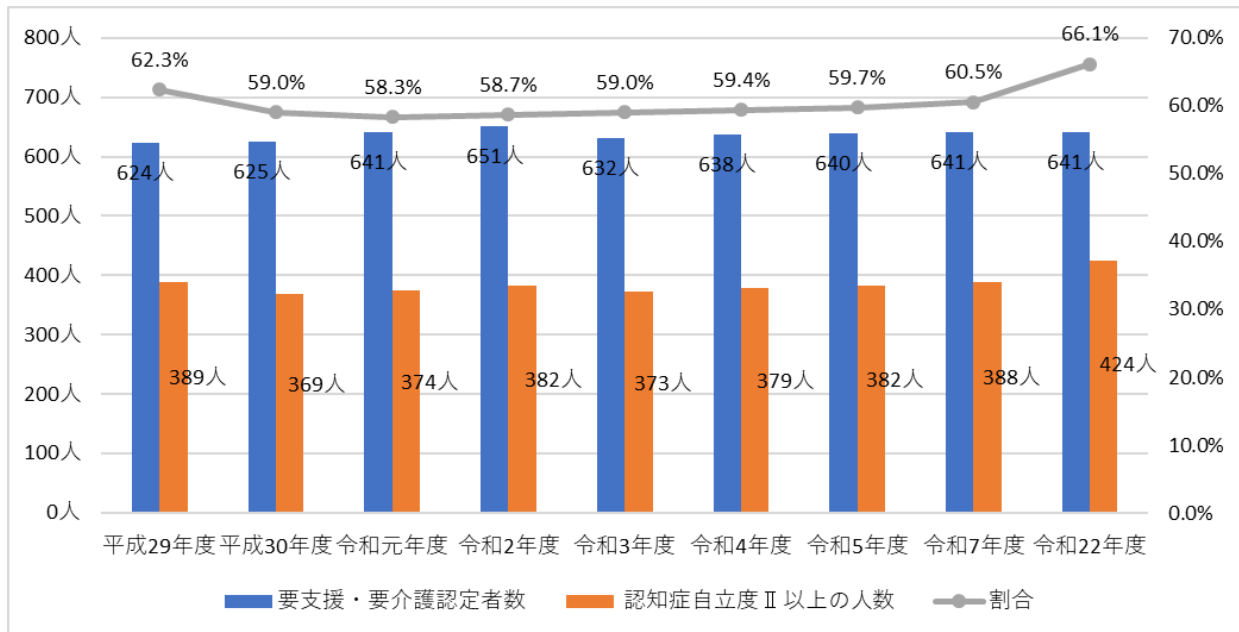
※各人数は3月末日現在（令和2年度は9月末日）、認定者数は第1号被保険者のみ

※認知症日常生活自立度については、主治医意見書に記載されている認知症日常生活自立度から集計

※認知症日常生活自立度はⅠからⅣまであり、Ⅱの状態は次のとおり

Ⅱ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思の疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。

### 【参考5】要介護認定者数の認知症高齢者数の推移



### ③介護サービス給付費等の推移

居宅・地域密着型・施設サービスの給付費の状況と、介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の状況は次のとおりとなっています。

介護サービス給付費及び介護予防給付費の総額は、平成 30 年度の 780,955 千円に対し、令和 2 年度は 885,091 千円の見込みとなっており、3 年間で 104,136 千円、13.3 ポイント増加しています。

主に、訪問介護給付費と地域密着型通所介護給付費が増加しているほか、平成 30 年 4 月に創設された介護医療院の給付費が増えています。

区 分 (単位:千円)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	見込値	対計画比
居宅サービス	127,216	100,960	79.4%	132,054	109,873	83.2%	137,470	121,048	88.1%
通所サービス	57,525	46,786	81.3%	59,605	37,993	63.7%	60,602	20,600	34.0%
短期入所サービス	28,913	31,785	109.9%	28,926	27,935	96.6%	28,926	33,146	114.6%
特定施設入居者生活介護	7,105	12,562	176.8%	7,108	13,516	190.2%	7,108	10,790	151.8%
福祉用具貸与	12,073	11,043	91.5%	12,545	11,656	92.9%	13,187	13,623	103.3%
特定福祉用具販売	912	635	69.6%	912	1,195	131.0%	912	928	101.8%
地域密着型サービス	291,301	283,606	97.4%	292,288	301,721	103.2%	299,733	340,347	113.6%
住宅改修	1,708	1,597	93.5%	1,708	1,714	100.4%	1,708	1,337	78.3%
居宅介護支援	38,476	33,685	87.5%	39,825	33,804	84.9%	41,158	37,112	90.2%
介護保険施設サービス	253,048	242,184	95.7%	258,808	268,217	103.6%	267,002	289,387	108.4%
<b>介護給付費合計</b>	<b>818,277</b>	<b>764,843</b>	<b>93.5%</b>	<b>833,779</b>	<b>807,624</b>	<b>96.9%</b>	<b>857,806</b>	<b>868,318</b>	<b>101.2%</b>

区 分 (単位:千円)	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	見込値	対計画比
介護予防サービス	416	682	163.9%	416	925	222.4%	416	1,068	256.7%
介護予防短期入所サービス	1,713	1,132	66.1%	1,795	1,340	74.7%	1,937	1,203	62.1%
介護予防特定施設入所生活介護	1,588	1,423	89.6%	1,588	754	47.5%	1,588	778	49.0%
介護予防福祉用具貸与	2,733	2,747	100.5%	2,807	2,333	83.1%	2,880	2,092	72.6%
特定介護予防福祉用具販売	661	404	61.1%	661	357	54.0%	661	624	94.4%
地域密着型介護予防サービス	7,976	5,687	71.3%	8,454	6,637	78.5%	6,971	7,281	104.4%
住宅改修	1,631	1,348	82.6%	1,631	654	40.1%	1,631	1,337	82.0%
介護予防支援	2,536	2,689	106.0%	2,645	2,360	89.2%	2,753	2,390	86.8%
<b>予防給付費合計</b>	<b>19,254</b>	<b>16,112</b>	<b>83.7%</b>	<b>19,997</b>	<b>15,360</b>	<b>76.8%</b>	<b>18,837</b>	<b>16,773</b>	<b>89.0%</b>

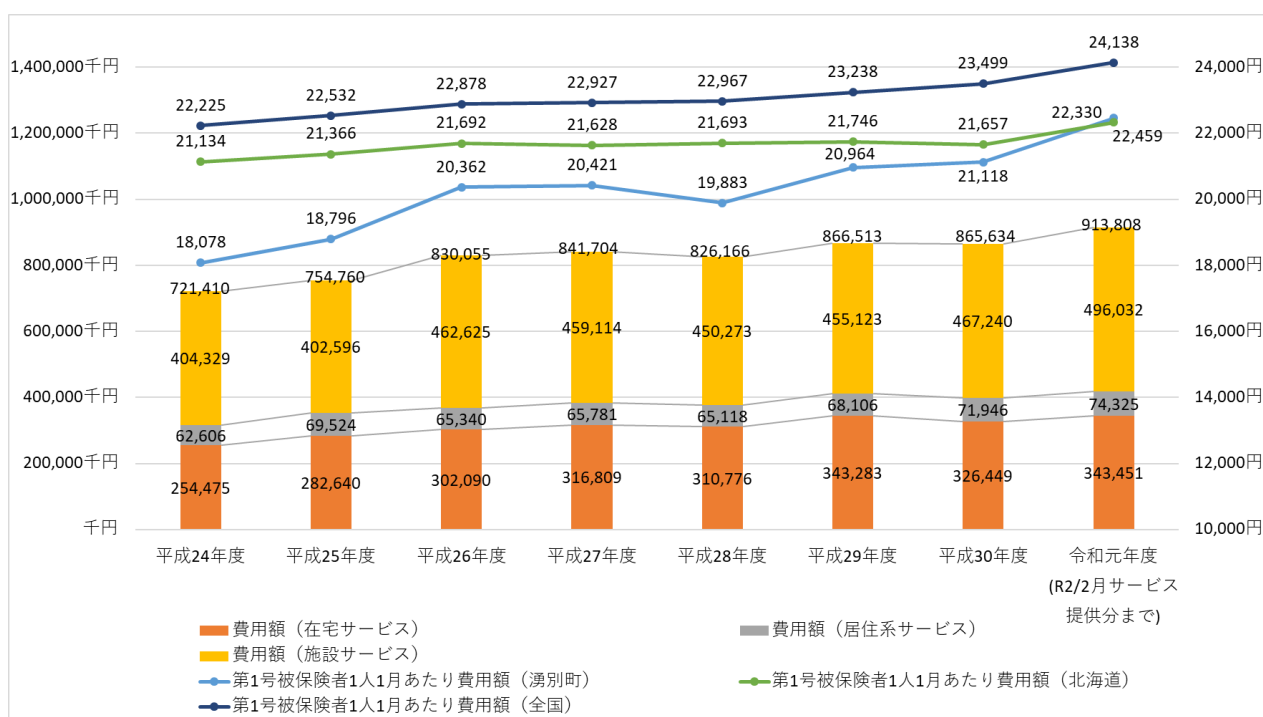
<b>総給付費 (合計)</b>	<b>837,531</b>	<b>780,955</b>	<b>93.2%</b>	<b>853,776</b>	<b>822,984</b>	<b>96.4%</b>	<b>876,643</b>	<b>885,091</b>	<b>101.0%</b>
------------------	----------------	----------------	--------------	----------------	----------------	--------------	----------------	----------------	---------------

次に、介護サービス費用額の推移でみると、平成 24 年度は 721,410 千円でしたが、令和元年度には 913,808 千円となっています。

第 1 号被保険者 1 人 1 月あたり費用額も増加していることから、高齢化の進行に伴う認定率の上昇などによるところが大きいと考えられます。

また、全国、北海道との比較では、本町の第 1 号被保険者 1 人 1 月あたり費用額は、平成 30 年度までは全国、北海道より低い水準で推移していましたが、令和元年度には北海道と同水準となっています。

## 【参考6】介護費用額の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」※令和元年度は「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計（補足給付は費用額に含まれない。）

### ④介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業費等の推移

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業費の状況は次のとおりです。

従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、平成28年3月に総合事業へ移行し、同等のサービス内容（以下「基準型サービス」という。）で提供しています。また、平成29年4月から緩和した基準による通所型サービスを提供しています。

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問型サービス（基準型）	利用数（回）	2,462	2,225	1,754
	事業費（千円）	8,759	7,923	6,429
通所型サービス（基準型）	利用数（回）	2,465	2,470	2,368
	事業費（千円）	11,355	10,410	11,200
生きがい対応型デイサービス（緩和型）	利用数（回）	1,165	1,246	1,070
	事業費（千円）	3,294	3,653	3,193

### 3. 高齢者のニーズ

#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

目的	第8期介護保険事業計画策定にあたり、高齢者の状況等を把握・集計することにより、地域のニーズを客観的に把握し、生活支援の充実・高齢者の社会参加・支え合いづくり・介護予防の推進のために必要な社会資源の把握、総合事業の進捗管理や事業評価のため実施しました。
対象者	令和2年4月1日現在、町内に住所を有する65歳以上の者 ※ただし、要介護1～5の認定者、特別養護老人ホーム及びグループホーム等施設入所者は除く。
対象者数	2,869人（前回 2,937人）
調査票回収数	2,260人（前回 2,339人）
調査票回収率	78.8%（前回 80.0%）

#### 【参考7】調査結果に基づく主な指標

	指標項目	湧別町	
		人数	割合
1	運動器機能リスク高齢者の割合	368人	16.3%
2	栄養改善リスク高齢者の割合	105人	4.6%
3	咀嚼機能リスク高齢者の割合	615人	27.2%
4	閉じこもりリスク高齢者の割合	826人	36.5%
5	認知症リスク高齢者の割合	1,096人	48.5%
6	うつリスク高齢者の割合	821人	36.3%
7	IADL が低い高齢者の割合	140人	6.2%
8	ボランティアに参加している高齢者の割合	236人	10.4%
9	スポーツ関係のグループやクラブに参加している高齢者の割合	335人	14.8%
10	趣味関係のグループに参加している高齢者の割合	373人	16.5%
11	学習・教養サークルに参加している高齢者の割合	110人	4.9%
12	地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合	978人	43.3%
13	地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加意向のある高齢者の割合	607人	26.9%
14	転倒リスク高齢者の割合	801人	35.4%
15	独居高齢者の割合	495人	21.9%
16	夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）世帯の割合	951人	42.1%
17	配食ニーズありの高齢者の割合	158人	7.0%
18	買い物ニーズありの高齢者の割合	89人	3.9%
19	介護が必要な高齢者の割合	126人	5.6%
20	介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合	186人	8.2%
21	現在の暮らしが苦しい高齢者の割合	386人	17.1%
22	情緒的サポートをくれる相手がいる者の割合	2,043人	90.4%
23	情緒的サポートを与える相手がいる者の割合	1,930人	85.4%
24	手段的サポートをくれる相手がいる者の割合	2,030人	89.8%
25	手段的サポートを与える相手がいる者の割合	1,770人	78.3%
26	主観的健康観の高い高齢者の割合	1,660人	73.5%
27	主観的幸福観の高い高齢者の割合	1,005人	44.5%



## 4. 計画の基本理念と施策体系

### (1) 基本理念

#### ① 基本理念の設定

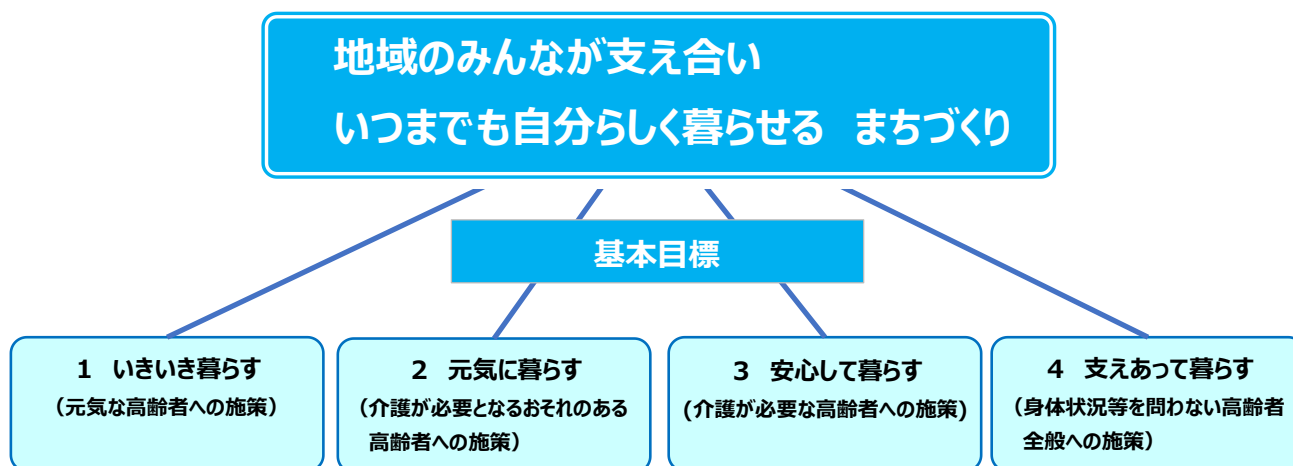
総人口が減少していく一方で、高齢化はさらに進展し、介護を支える人材不足が懸念される中、高齢者のライフスタイルや生活意識は多様化し、福祉ニーズ等もさらに複雑化していくことが予想されます。高齢期を迎えても、それぞれが豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、互いに助け合い支え合う、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

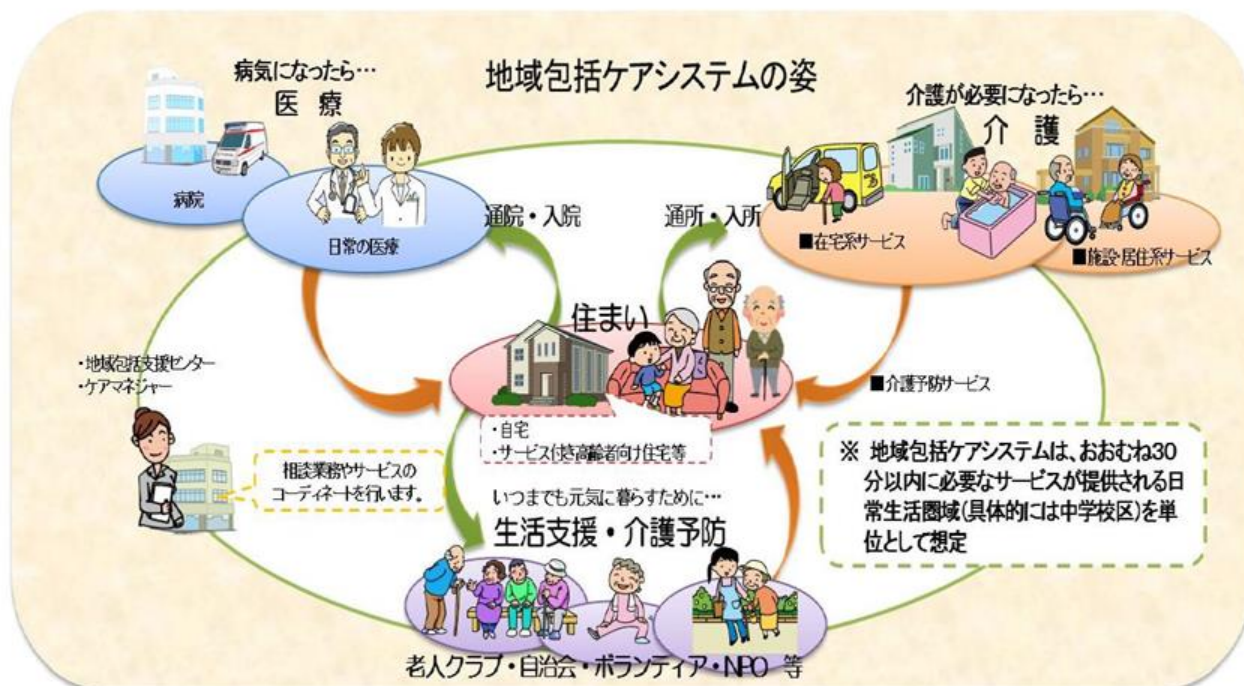
また、今後も要介護者の増加が見込まれるため、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して長く生活していくことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築に向けて引き続き取り組みを進め、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

第7期計画では、計画の基本理念として「みんなで支え合い、いきいきと暮らし続けられるまちづくり」を掲げ、高齢者施策及び介護保険事業を進めてきました。

第8期計画においては、さらに「地域包括ケアシステムの深化・推進」が求められることから、「第2期湧別町総合計画」を前提とした第7期計画における基本理念を継承するとともに、4つの基本目標を掲げ、基本理念の実現に向けて活動に取り組みます。

#### ■ 第8期計画における基本理念 ■





## (2) 第7期からの主な変更点

### ○災害・感染症に係る体制の整備 【追加】

介護保険施設等の高齢者は、自力避難の困難な方が、利用者の安全を確保するため、各種災害に備えた体制整備を推進します。

また、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などに対しても、道や介護事業所等と連携し、感染症対策に向けた体制整備を推進します。

### ○外国人介護人材育成支援奨学金給付事業 【追加】

地域の介護福祉施設に貢献できる人材を育成・確保するため、外国人介護福祉人材育成支援協議会と連携し、介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し奨学金を給付します。

### ○生きがい対応型デイサービス（緩和）（基準を緩和した通所型サービス）【修正】

本町では、平成29年4月から基準を緩和した通所型サービスとして、「生きがい対応型デイサービス（緩和）」を委託により実施していますが、今後は、サービス利用者の適正化を図ることで重症化を抑制することを目的に、事業縮小に向けて新規利用者の受け入れを中止し、自然減を見込んでいます。

### ○介護サービス等利用者負担額助成事業 【修正】

低所得者の方が、経済的な理由から在宅での介護保険サービスの利用を控えることがないように、高額介護サービス費等が支給後の利用者負担額の一部を助成します。

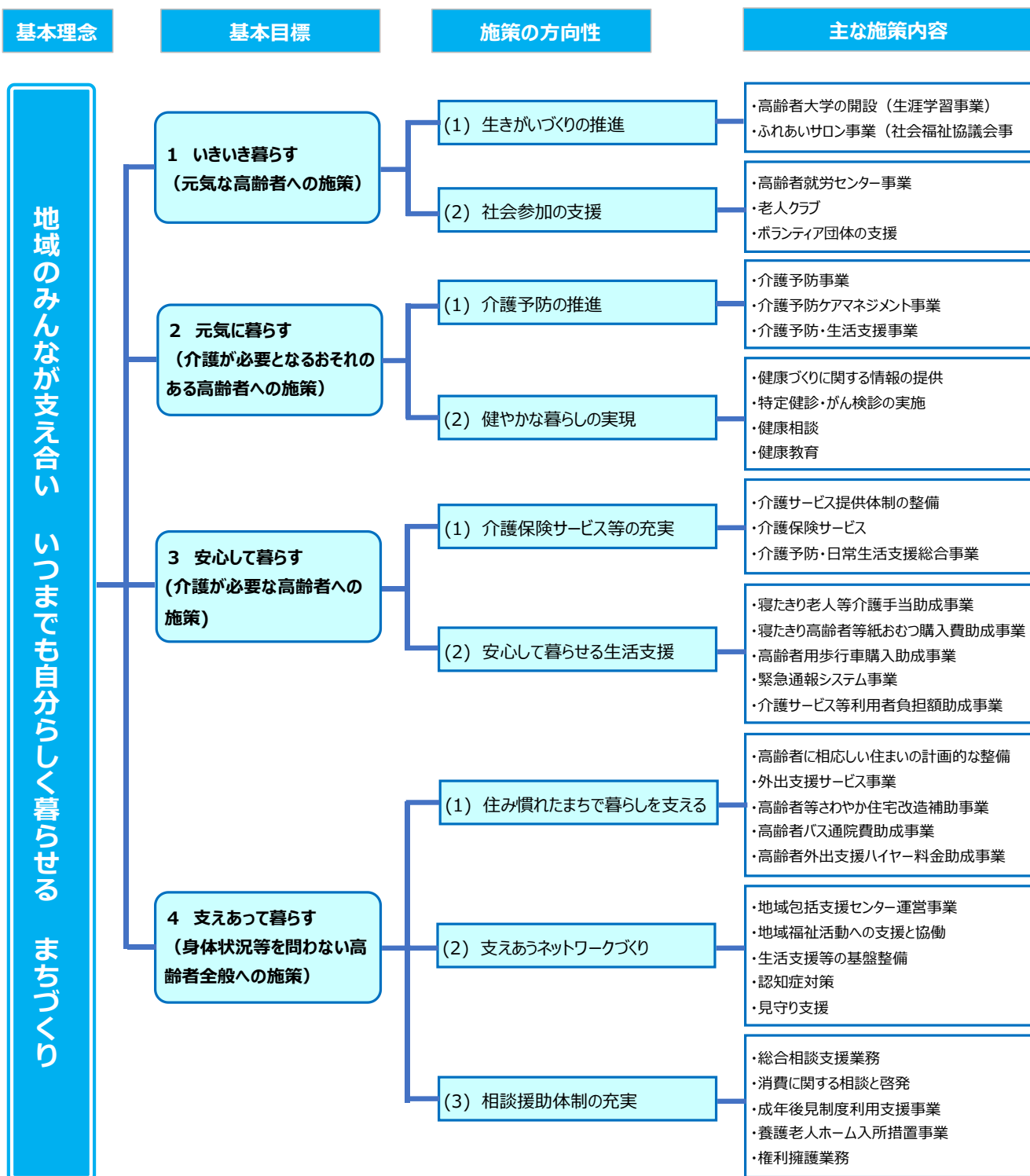
なお、今後は、増加が見込まれる介護サービス費と町財政負担との均衡を図る観点から、事業の点検を行い、改善や見直しを検討します。

### ○介護医療院の必要量 【追加】

廃止が決定されている介護療養型医療施設（令和5年度末期限）の転換先として、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能に、生活施設の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設され、令和2年度に遠軽町内で1事業所が開設（遠軽共立病院56床）していることから、町内からの入所者数を見込み必要量を推計しています。

### (3) 施策の体系

本計画における施策体系は以下の通りです。



## (4) 第8期計画の基本目標の概要（重点）

計画の基本的な考え方、高齢者を取り巻く状況、高齢者のニーズを踏まえ、基本理念に沿って、次の内容を重点に第8期計画を実践します。

### ① 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するため、自立支援・介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議の多職種連携による取組みの推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加を推進します。

### ② 日常生活を支援する体制の整備

多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成等を通じ、生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ります。

### ③ 人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上

「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を安定的に確保するため、総合的な取組みを推進します。

加えて、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいきます。

### ④ 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、認知症施策を推進します。

### ⑤ 地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に推進するため、地域包括支援センターが中心となって、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を整備するとともに、地域ケア会議の開催を通じて、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

### ⑥ 効果的・効率的な介護給付の推進

地域の実情やこれまでの取組みを踏まえ、今後の介護給付の適正化に向けた具体的な取組み内容及び実施方法とその目標等を定めるとともに、国民健康保険団体連合会の適正化システム等を活用しながら、道と協力して給付適正化の一層の推進に取り組めます。

### ⑦ 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、道や介護事業所と連携し、災害・感染症対策に取り組めます。

## 5. 介護保険事業

### (1) 保険給付費の見込み

#### ① 介護（予防）給付費（見込み額）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス	204,657千円	207,641千円	206,693千円	213,671千円	215,114千円
地域密着型サービス	361,711千円	363,548千円	362,879千円	372,553千円	385,405千円
住宅改修	1,652千円	1,652千円	1,652千円	1,652千円	1,652千円
居宅介護支援	36,935千円	37,386千円	37,045千円	38,517千円	38,564千円
介護保険施設サービス	327,038千円	330,278千円	330,278千円	314,886千円	324,388千円
<b>介護給付費 計①</b>	<b>931,993千円</b>	<b>940,505千円</b>	<b>938,547千円</b>	<b>941,279千円</b>	<b>965,123千円</b>
介護予防サービス	5,599千円	5,599千円	5,645千円	5,599千円	5,505千円
地域密着型介護予防サービス	8,520千円	8,520千円	8,520千円	8,520千円	7,892千円
住宅改修	2,241千円	2,241千円	2,241千円	2,241千円	2,241千円
介護予防支援	2,137千円	2,137千円	2,190千円	2,137千円	2,030千円
<b>予防給付費 計②</b>	<b>18,497千円</b>	<b>18,497千円</b>	<b>18,596千円</b>	<b>18,497千円</b>	<b>17,668千円</b>
<b>総給付費 ①+②</b>	<b>950,490千円</b>	<b>959,002千円</b>	<b>957,143千円</b>	<b>959,776千円</b>	<b>982,791千円</b>
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	59,815千円	55,989千円	55,720千円	56,495千円	55,806千円
特定入所者介護サービス費等給付額	68,683千円	69,420千円	69,104千円	70,051千円	69,209千円
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	8,869千円	13,431千円	13,384千円	13,556千円	13,403千円
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	24,630千円	24,873千円	24,873千円	25,137千円	24,910千円
高額介護サービス費等給付額	24,672千円	24,937千円	24,937千円	25,202千円	24,975千円
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	42千円	64千円	64千円	65千円	64千円
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円
算定対象審査支払手数料	586千円	592千円	594千円	595千円	595千円
<b>標準給付費見込額</b>	<b>1,039,521千円</b>	<b>1,044,455千円</b>	<b>1,042,330千円</b>	<b>1,046,002千円</b>	<b>1,068,102千円</b>

#### ② 地域支援事業費（見込み額）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	24,528千円	23,564千円	22,599千円	22,315千円	20,823千円
基準型訪問介護	8,307千円	8,307千円	8,307千円	8,485千円	7,660千円
基準型通所介護	10,900千円	10,900千円	10,900千円	10,945千円	10,582千円
生きがい対応型デイサービス（緩和）	2,509千円	1,544千円	579千円	0千円	0千円
介護予防ケアマネジメント	1,184千円	1,184千円	1,184千円	1,215千円	1,087千円
一般介護予防事業、その他	1,628千円	1,628千円	1,628千円	1,670千円	1,494千円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	3,385千円	3,385千円	3,385千円	3,244千円	2,693千円
包括的支援事業（社会保障充実分）	6,716千円	6,716千円	6,716千円	6,716千円	6,716千円
<b>地域支援事業費</b>	<b>34,629千円</b>	<b>33,664千円</b>	<b>32,699千円</b>	<b>32,274千円</b>	<b>30,231千円</b>

## (2) 介護保険料の算出

今後3年間の介護保険財政を維持できるよう保険水準の設定を勘案し、湧別町保健医療福祉協議会高齢者・介護部会の意見を聴取して、保険料を設定します。

第8期計画の所得段階は、第7期と同じ9段階とし、令和3年度から令和5年度の被保険者数は、第6章の推計人口等を基に推計しています。

なお、基準所得金額については、被保険者の所得分布調査の結果を踏まえた国の介護保険法施行規則の改正が今後予定されているため、本町においても国に準じた改正を行います。

### ① 介護保険料段階別の被保険者数

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第1段階 (生活保護世帯、非課税世帯で80万円以下)	534人	529人	524人	515人	428人
第2段階 (非課税世帯で80万円超120万円以下)	433人	430人	426人	419人	347人
第3段階 (非課税世帯で120万円超)	367人	363人	361人	354人	294人
第4段階 (課税者あり、本人非課税で80万円以下)	300人	297人	295人	290人	241人
第5段階 (課税者あり、本人非課税で80万円超)	467人	463人	459人	451人	374人
第6段階 (本人課税者で120万円未満)	600人	595人	590人	580人	481人
第7段階 (本人課税者で120万円以上210万円未満)	300人	297人	295人	290人	241人
第8段階 (本人課税者で210万円以上320万円未満)	167人	165人	164人	161人	134人
第9段階 (本人課税者で320万円以上)	167人	165人	164人	161人	134人
合計	3,335人	3,304人	3,278人	3,221人	2,674人

### ② 基準額に対する介護保険料の段階設定等

保険料段階	対象		第8期		第7期
	世帯	本人所得等	保険料基準額に対する割合	年額保険料	年額保険料(平成30年度)
第1段階	非課税世帯	生活保護者、老齢福祉年金受給者 又は合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.3	18,000円	27,000円
第2段階		合計所得+課税年金収入が80万円超120万円以下	0.5	30,000円	45,000円
第3段階		合計所得+課税年金収入が120万円超	0.7	42,000円	45,000円
第4段階	課税者あり 本人非課税	合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.9	54,000円	54,000円
第5段階		合計所得+課税年金収入が80万円超	<b>1.0 基準額</b>	<b>60,000円</b>	<b>60,000円</b>
第6段階	本人課税	合計所得が120万円未満	1.2	72,000円	72,000円
第7段階		合計所得が120万円以上210万円未満	1.3	78,000円	78,000円
第8段階		合計所得が210万円以上320万円未満	1.5	90,000円	90,000円
第9段階		合計所得が320万円以上	1.7	102,000円	102,000円

## ②介護保険料基準額（月額）の算定方法

介護保険料基準額（月額）の算定方法は、おおむね次のとおりです。

	第8期合計 (令和3~5年度)	令和7年度	令和22年度
標準給付費見込額	3,126,306千円	1,046,002千円	1,068,102千円
地域支援事業費見込額	100,992千円	32,274千円	30,231千円
合計	3,227,298千円	1,078,276千円	1,098,333千円
第1号被保険者負担分相当額（23%）	742,278千円	252,317千円	294,353千円
調整交付金影響額 <small>(全国平均で交付率が5%となるよう所得構成や後期高齢者割合により国が交付割合を決定)</small>	△125,747千円	△41,878千円	△60,436千円
基金取崩影響額	40,000千円	-	-
保険料収納必要額	576,531千円	210,439千円	233,917千円
予定保険料収納率	99.6%	99.6%	99.6%
第1号被保険者数 <small>(所得段階により異なる負担率に応じた相当人数です。)</small>	9,659人	3,137人	2,605人
<b>予定保険料見込額（年額） （端数調整あり）</b>	<b>60,000円</b>	<b>67,200円</b>	<b>90,000円</b>
<b>予定保険料見込額（月額）</b>	<b>5,000円</b>	<b>5,600円</b>	<b>7,500円</b>
第7期（月額5,000円）との比較	±0円	+600円	+2500円

### 【参考】介護保険料基準月額の推移

	第4期 平成22・23年度	第5期 平成24~26年度	第6期 平成27~29年度	第7期 平成30~令和2年度
基準額（月額）	2,800円	3,400円	4,400円	5,000円

【参考資料 1】

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価結果(オホーツク振興局)

保険者名	第7期介護保険事業計画に記載の内容				R元年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
湧別町	①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>○平成21年に湧別町と上湧別町が合併し湧別町となり、総人口は1万人を超えていたが、年々減少し、平成31年3月末現在8,721人まで減少する中、高齢者人口については、3,284人(H21.10)から3,349人(H31.3)と増加しており、要介護認定者数も464人(H21.12)から636人(H31.3)と増加している。</p> <p>○今後も人口減少は続くなか、認知症や認定者数は増加又は横ばい状態が続くと見込まれ、人口減少による介護職員等の担い手不足から、高齢者への自立支援、重度化防止の取組が重要となる。</p>	○介護予防事業の推進	<p>一般介護予防事業の実施 実施回数 48回 参加延人数 1,200人 ※H29実績 48回 1,217人</p>	<p>一般介護予防事業「大筋クラブ」 実施回数 44回(4月～2月 月2回) 参加延人数 1,376人 ※3月は新型コロナウイルスの影響により中止</p>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者が増加傾向のため、同内容で継続実施する。</li> <li>参加者の意見等を参考に、参加のしやすさ、マンネリ化の防止、参加者が取り組みやすい内容などを検討する。</li> <li>広報等で活動の様子等を紹介し、より一層の普及啓発を図る。</li> </ul>
湧別町	②給付適正化	<p>○介護保険への信頼を高め、持続可能な制度とするため、介護を必要とする方を適正に認定し、過不足のない真に必要なサービスを提供するよう、介護給付の適正化を図っていくことが重要である。</p>	国の「介護給付適正化に関する指針」に基づき、介護給付費等に要する費用の適正化を図る。	<p>現状の各種適正化対策について、課題や検討を踏まえながら、引き続き、効果的かつ効率的にな取組みを行う。</p>	<p>計画内容に沿って各種適正化事業を適宜実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定の適正化</li> <li>住宅改修等の点検</li> <li>介護給付費通知</li> <li>給付実績の活用</li> </ul> <p>※住宅改修の事前確認について、施工前後の写真による確認のほか、建築担当者の建築技術的な知見による確認を実施。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアプラン点検について、職員の専門的知識や経験・技術を習得しなければ、適切な支援が困難である。</li> <li>担当職員不足(他業務の兼務等)のため、限られた時間内での実施となり十分に目標達成でない状況である。</li> <li>費用対効果を見極めながら、外部委託を検討する。</li> </ul>



【参考資料2】

第8期介護保険事業計画作成のための地域分析・検討結果記入シート

都道府県名／保険者名	北海道	湧別町
------------	-----	-----

活用データ名・指標名	指標ID	単位	備考	データの値											全国平均等との比較	全国平均等との乖離について理由・問題点等の考察(仮説の設定)	設定した仮説の確認・検証方法	問題を解決するための対応策(理想像でも可)	
				自保険者			都道府県平均			全国平均			比較地域						
				H28	H29	H30	H28	H29	H30	H28	H29	H30	北海道 北見市						
認定率	B4-a	%	見える化・時系列(各年度年報)	17.5	18.1	18.3	19.5	19.5	19.8	18.0	18.0	18.3	19.7	19.9	20.1	・認定率は、全国と同水準、全道より若干低い ・重度認定率は、全国・全道とほぼ同水準だが、軽度認定率は、3割～4割程度低い	軽度認定率が低いのは、一般介護予防事業の普及・継続の成果と考えられる。 一方で、認定者の重度化率が高いとも捉えることができる。	生きがいデイサービス登録者数 H30 87人 R01 102人  運動教室 延べ参加者数 H30 1,413人 R01 1,325人	現在の予防事業の更なる普及・継続を図りながら、総合事業や住民主体による通いの場の充実を図り、健康や医療部門との連携を強化しながら、重度化の抑制も図っていく。
調整済み認定率	B5-a	%	見える化・時系列(他地域と比較)(各年度年報)	14.0	14.2	14.2	18.8	18.5	18.5	17.5	17.2	17.1	18.9	18.8	18.6				
調整済み重度認定率(要介護3～5)	B6-a	%	見える化・時系列(他地域と比較)(各年度年報)	5.7	5.4	5.5	5.5	5.4	5.2	6.0	5.9	5.8	5.7	5.6	5.4				
調整済み軽度認定率(要支援1～要介護2)	B6-b	%	見える化・時系列(他地域と比較)(各年度年報)	8.3	8.8	8.7	13.3	13.1	13.2	11.5	11.3	11.3	13.2	13.2	13.2				
				H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1				
受給率(施設サービス)	D2	%	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	4.1	4.2	4.3	2.7	2.8	2.7	2.8	2.8	2.8	2.6	2.5	2.6	・受給率は、施設サービスで全国・全道に対し、約1.5～1.6倍 ・居住系サービスは4～5割程度低い	施設サービスは、2町合併に伴い特養と地域密着型特養が各2カ所あることに加え、芭露市街地区に開設した小規模多機能型居宅介護施設に特養も併設されたため、人口規模に対する施設床数はかなり多く、比較的特養へ入所しやすい環境がある。	施設系 広域型特養 80床 地密型特養 60床 計 140床 居住系 グループホーム 18名 有料老人 39名 ケアハウス 30名	高齢者人口の減少に伴う今後の受給者数の推移に注視し、社会福祉法人等による介護サービス基盤の再構築を検討していく。
受給率(居住系サービス)	D3	%	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	0.7	0.7	0.8	1.7	1.7	1.7	1.2	1.3	1.3	1.8	1.8	1.8				
受給率(在宅サービス)	D4	%	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	7.9	7.6	7.4	9.6	8.9	9.2	9.9	9.6	9.8	11.5	10.3	10.6				
				H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1				
受給者1人あたり給付月額(在宅および居住系サービス)	D15-a	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	106,600	106,559	114,899	113,422	118,578	119,836	125,301	128,185	128,900	117,372	125,500	124,698	・在宅・居住は、全国より僅かに低い 全道比では、居住が僅かに低い	・居住系が特に低いのは、町内の特養床数が充実しているため。 ・在宅系も若干低いのが、町内に訪問・通所以外のサービス提供事業所がないことも一因。	11月末人口8,456人 内高齢者数3,296人 広域型特養 80床 地密型特養 60床 計 140床 ※管内北見市に次いで2番目に多い	・今後の高齢者の減少やニーズの多様化を見据えて、町内での競合や飽和するサービスについて、圏域で未提供の新サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護等)への転換を促し、介護サービス基盤の再構築を図ることにより在宅医療・介護連携や包括ケアシステム体制の充実・強化を目指す。
受給者1人あたり給付月額(在宅サービス)	D15-b	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	97,233	96,116	104,639	96,720	101,464	102,862	114,918	117,519	118,093	101,313	108,962	108,544				
受給者1人あたり給付月額(訪問介護)	D17-a	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	76,251	77,286	78,307	57,360	65,000	67,143	61,591	67,103	68,976	57,762	63,773	64,491	・利用回数は全国・全道平均に近いが、給付額は僅かに高い	・給付額がやや高いのは、介護度が比較的高い方の利用が多いと推測する。		
受給者1人あたり利用回数(訪問介護)	D31-a	回	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	21.9	22.4	23.0	19.6	23.4	23.9	20.9	23.6	24.0	18.5	21.2	21.2				
受給者1人あたり給付月額(訪問入浴介護)	D17-b	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	0	0	0	53,789	54,034	55,820	60,565	61,422	61,972	50,253	50,516	47,910	・サービス利用者なし	・町内、近隣にサービス提供可能な事業所がないため。		
受給者1人あたり利用回数(訪問入浴介護)	D31-b	回	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	0.0	0.0	0.0	4.6	4.6	4.7	5.0	5.0	5.0	4.4	4.3	4.0				
受給者1人あたり給付月額(訪問看護)	D17-c	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	25,653	27,512	27,906	35,564	35,653	35,849	40,617	40,770	40,525	31,489	31,898	32,182	・給付額は全国・全道に比べ2～3割低く、利用回数は全国比5割弱、全道比3割強低い	・町内で直接サービス提供可能な事業所はなく、近隣の2次医療機関による提供に限られることから多少敷居が高く、利用も限定的な状況。	・遠軽地区訪問看護ステーション 10月提供 73件	
受給者1人あたり利用回数(訪問看護)	D31-c	回	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	4.2	4.7	4.6	6.7	6.7	6.7	8.6	8.7	8.7	5.1	5.1	5.1				

活用データ名・指標名	指標ID	単位	備考	データの値											全国平均等との比較	全国平均等との乖離について理由・問題点等の考察(仮説の設定)	設定した仮説の確認・検証方法	問題を解決するための対応策(理想像でも可)	
				自保険者			都道府県平均			全国平均			比較地域						
													北海道						
										北見市									
受給者1人あたり給付月額(訪問リハ)	D17-d	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	0	0	12,384	29,280	29,041	29,378	33,065	33,103	33,257	31,259	29,851	30,715	・H29,H30は利用者なし ・R1は利用が極小	<p>・町内のサービス提供事業所はなく、住所地特例の利用者のみで、実績が極めて少ないため、平均値との誤差が大きい。</p> <p>・利用件数が極めて少ないため、平均値との誤差が大きい。</p> <p>・全国比のみ差が大きい、小規模自治体では、地域密着型の通所サービスへのニーズが高く、利用者が減少していることが要因。</p> <p>・町内のサービス提供事業所はなく、住所地特例の利用者のみで、実績が極めて少ないため、平均値との誤差が大きい。</p> <p>・給付額、利用日数ともに、全国、全道平均水準</p> <p>・町内のサービス提供事業所はなく、住所地特例の利用者のみで、実績が極めて少ないため、平均値との誤差が大きい。</p> <p>・町内貸与事業所の単価が比較的安く、重度受給者も早々に施設入所の傾向がある。</p> <p>・町内に対象施設はなく、実績が極めて少ないため、平均値との差は誤差の範囲。</p> <p>・特養施設の受給率が高く、重度認定者の受給率が平均より高い。</p> <p>・町内、近隣にサービス提供可能な事業所がないため。</p> <p>・町内、近隣にサービス提供可能な事業所がないため。</p> <p>・提供地域の重度者は特養の選択ができるため、登録者の平均介護度が低いと考える。</p>	<p>広域型通所 1事業所 定員30人 地域密着型通所 4事業所 定員61人</p>	<p>を掲げて協働で解決を図る仕組みが必要。</p>
受給者1人あたり利用日数・回数(訪問リハ)	D31-d	回	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	0.0	0.0	4.0	10.3	10.2	10.2	11.3	11.4	11.4	11.1	10.6	10.7				
受給者1人あたり給付月額(居宅療養管理指導)	D17-e	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	9,385	6,976	8,030	8,991	9,450	9,777	11,539	11,757	11,950	9,032	9,163	9,363	・全国比で4割弱低い			
受給者1人あたり給付月額(通所介護)	D17-f	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	46,443	44,617	47,114	48,975	55,325	56,479	74,021	80,623	81,708	45,369	55,350	56,909	・全国比で給付額は4割強低く、利用日数は、4割弱低い			
受給者1人あたり利用日数・回数(通所介護)	D31-e	日	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	6.6	6.4	6.7	6.0	8.1	8.2	9.2	10.6	10.7	5.4	7.9	8.1				
受給者1人あたり給付月額(通所リハ)	D17-g	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	44,024	39,037	19,287	53,770	51,513	50,944	61,790	59,758	58,548	58,524	58,523	49,831	・H30,R1は利用日数が減少し、給付額も減少			
受給者1人あたり利用日数・回数(通所リハ)	D31-f	日	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	5.0	3.8	1.0	5.3	5.2	5.1	6.2	6.1	5.9	6.0	6.2	5.3				
受給者1人あたり給付月額(短期入所生活介護)	D17-h	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	74,627	80,877	89,801	85,652	86,535	87,589	93,708	94,811	96,210	74,939	75,272	78,398	・給付額、利用日数ともに、全国、全道平均水準			
受給者1人あたり利用日数・回数(短期入所生活介護)	D31-g	日	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	10.9	11.2	12.3	11.0	11.1	11.1	11.5	11.6	11.7	10.0	9.8	10.2				
受給者1人あたり給付月額(短期入所療養介護)	D17-i	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	93,830	0	0	77,401	78,955	81,526	83,625	84,906	85,797	68,211	74,086	85,699	・H30,R1はサービス利用者なし			
受給者1人あたり利用日数・回数(短期入所療養介護)	D31-h	日	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	10.0	0.0	0.0	7.5	7.6	7.6	7.9	7.9	7.8	7.2	7.2	7.9				
受給者1人あたり給付月額(福祉用具貸与)	D17-j	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	7,634	7,619	8,086	9,980	9,880	9,845	11,651	11,564	11,483	10,718	10,651	10,409	・全国比で3割強低い			
受給者1人あたり給付月額(特定施設入居者生活介護)	D17-k	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	120,697	147,211	145,614	160,119	159,482	160,877	174,723	174,931	176,483	144,697	146,193	150,216	・全国比、全道比ともにやや低い			
受給者1人あたり給付月額(介護予防支援・居宅介護支援)	D17-l	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	13,104	12,908	13,300	11,428	12,236	12,251	12,135	12,647	12,673	11,501	12,535	12,704	・全国比、全道比ともにやや高い			
受給者1人あたり給付月額(定期巡回・随時対応型訪問看護介護)	D17-m	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	157,720	0	0	134,762	133,165	136,122	151,052	151,090	153,667	181,445	163,833	103,355	・H30,R1はサービス利用者なし			
受給者1人あたり給付月額(夜間対応型訪問介護)	D17-n	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	0	0	0	23,281	21,972	23,886	34,522	34,120	35,927	0	34,567	25,715	・サービス利用者なし			
受給者1人あたり給付月額(認知症対応型通所介護)	D17-o	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	0	0	0	97,424	96,037	97,636	113,293	113,354	114,241	98,757	96,287	103,148	・サービス利用者なし			
受給者1人あたり利用日数・回数(認知症対応型通所介護)	D31-i	日	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	0.0	0.0	0.0	9.8	9.6	9.7	10.7	10.7	10.7	10.1	9.9	10.6				
受給者1人あたり給付月額(小規模多機能型居宅介護)	D17-p	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	97,815	98,424	104,926	173,354	173,396	175,692	179,421	180,054	181,840	185,236	182,964	188,822	・全国比、全道比ともに4割強低い			

活用データ名・指標名	指標ID	単位	備考	データの値											全国平均等との比較	全国平均等との乖離について理由・問題点等の考察(仮説の設定)	設定した仮説の確認・検証方法	問題を解決するための対応策(理想像でも可)	
				自保険者			都道府県平均			全国平均			比較地域						
				H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	北海道	北見市					
受給者1人あたり給付月額(認知症対応型共同生活介護)	D17-q	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	242,714	244,824	243,365	247,648	247,712	251,008	249,222	250,256	253,186	250,430	251,848	252,468	・全国、全道平均水準			
受給者1人あたり給付月額(地域密着型特定施設入居者生活介護)	D17-r	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	0	0	0	187,269	189,198	190,670	190,973	191,225	192,308	192,924	191,633	192,169	・サービス利用者なし	・町内、近隣にサービス提供可能な事業所がないため。		
受給者1人あたり給付月額(看護小規模多機能型居宅介護)	D17-s	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	0	0	0	228,569	231,478	230,466	236,649	241,355	245,977	209,910	221,902	222,797	・サービス利用者なし	・町内、近隣にサービス提供可能な事業所がないため。		
受給者1人あたり給付月額(地域密着型通所介護)	D17-t	円	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	65,557	67,866	67,314	59,309	59,207	60,176	74,674	73,908	73,822	59,987	59,165	58,606	・給付額、利用回数ともに全国比でやや低く、全道比では若干高い	小規模自治体では、地域密着型通所のニーズが高く、提供事業所も増え、利用者は増加傾向にある。	実績件数 H29 426件 H30 523件 R01 805件 R02 1,178件(見込)	
受給者1人あたり利用回数(地域密着型通所介護)	D31-j	回	見える化・時系列(H29及びH30は年報、R1はR2/2サービス提供分まで)	8.0	8.1	7.9	8.0	7.9	8.0	9.6	9.5	9.5	7.6	7.5	7.4				
				H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1	H29	H30	R1				

【参考資料3】

特別養護老人ホーム入所申込者状況について（令和2年10月1日現在）

1. 各特別養護老人ホーム入所申込状況

施設	定員	申込者数	内湧別町被保険者
湧別オホーツク園	40名	33名	30名
リウの杜	20名	21名	21名
湖水の杜	20名	9名	9名
湧愛園	40名	36名	29名
ちゅーりっぷの里	20名	24名	24名
合計（5施設）	140名	123名	113名

2. 特別養護老人ホーム入所申込者実人数の状況

	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	合計
申込者実人数	20名	29名	16名	4名	2名	71名
介護度別割合	28.2%	40.9%	22.5%	5.6%	2.8%	-
内湧別町被保険者	19名	23名	15名	2名	1名	60名
湧別町被保険者割合	26.8%	32.4%	21.1%	2.8%	1.4%	84.5%
内他市町村被保険者	1名	6名	1名	2名	1名	11名

3. 申込者の待機場所

区分	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	合計
在宅	3名	7名	7名	1名	0名	18名
町被保険者	3名	6名	6名	1名	0名	16名
医療機関	10名	11名	5名	0名	1名	27名
町被保険者	10名	7名	5名	0名	0名	22名
施設等	7名	11名	4名	3名	1名	26名
町被保険者	6名	10名	4名	1名	1名	22名

4. 介護度別緊急度（在宅者）

区分	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	合計
必要性高	2名	3名	1名	1名	0名	7名
町被保険者	2名	2名	1名	1名	0名	6名
1年程度	1名	1名	3名	0名	0名	5名
町被保険者	1名	1名	2名	0名	0名	4名
特養以外でも可	0名	0名	2名	0名	0名	2名
町被保険者	0名	0名	1名	0名	0名	1名

## 5. 申込者の待機場所（詳細）

		要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	合計
入所申込者数（実人数）		20名	29名	16名	4名	2名	71名
在宅者		3名	7名	7名	1名	0名	18名
在宅でない者		17名	22名	9名	3名	2名	53名
現在の待機場所	医療機関	10名	11名	5名	0名	1名	27名
	介護療養型	1名	1名	0名	0名	0名	2名
	介護老人保健施設	1名	2名	0名	1名	0名	4名
	介護医療院	2名	3名	0名	0名	0名	5名
	他の特養	0名	0名	0名	1名	0名	1名
	養護老人ホーム	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	ケアハウス	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	認知症グループホーム	3名	1名	2名	0名	0名	6名
	有料老人ホーム	0名	4名	2名	1名	1名	8名
	生活支援ハウス	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	サービス付高齢者住宅	0名	0名	0名	0名	0名	0名
	その他	0名	0名	0名	0名	0名	0名

### （調査結果）

- 申込者 113 名の内、重複申込者は 42 名で、除くと 71 名が実申込人数です。
  - ※ H29 年：申込者 119 名 内重複申込者 46 名 実申込人数 73 名
  - ※ H26 年：申込者 158 名 内重複申込者 38 名 実申込人数 120 名
- 71 名の申込者の内、要介護 3 以上は 65 名で、その内湧別町被保険者は 57 名です。
  - ※ H29 年：73 名の内、要介護 3 以上 67 名 内湧別町被保険者 51 名
  - ※ H26 年：120 名の内、要介護 3 以上 69 名 内湧別町被保険者 53 名
- 要介護 3 以上の在宅者は 17 名です。
  - その内湧別町被保険者 16 名で、緊急度が高い及び 1 年程度の者は 9 名です。
    - ※ H29 年：要介護 3 以上の在宅者 19 名 内湧別町被保険者 15 名 緊急度高・1 年 11 名
    - ※ H26 年：要介護 3 以上の在宅者 23 名
- 6 年前と比較すると、制度改正により入所対象者が要介護 3 以上となったこともあり、申込者数は減少しており、要介護 3 以上の待機者数や在宅の待機者数もやや減少傾向にあります。

## 1. 介護保険制度改正における費用負担等に関する事項について

### (1) 食費居住費の助成（特定入所者介護サービス費）の見直しについて

介護保険制度においては、平成17年10月より施設における食費や居住費について、在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、利用者本人の負担を原則とし、低所得の方に対しては、年金収入等に応じて一定の助成（特定入所者介護サービス費）をしてきた。

この食費と居住費の助成については、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるよう精緻化し、食費居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡を図る。具体的な見直し内容は以下のとおりである。

- ① 施設入所者に対する食費居住費の助成について、第3段階を保険料の所得段階と合わせて本人年金収入等80万円超120万円以下の段階（以下、仮に「第3段階①」という。）と同120万円超の段階（以下、仮に「第3段階②」という。）の2つの段階に区分するとともに、第3段階②について、補足給付第4段階との本人支出額の差額（介護保険三施設平均）の概ね2分の1の額を本人の負担限度額に上乗せする。
- ② ショートステイの食費居住費の助成について、①と同様に第3段階を2つの段階に区分し、第3段階②について①の金額を踏まえた本人の負担限度額への上乗せを行うとともに、食費が給付外となっているデイサービスとの均衡等の観点から、第3段階①及び第2段階についても、負担能力に配慮しながら、本人の負担限度額への上乗せを行う。各所得段階の負担限度額への上乗せ額については、各所得段階の見直し後の負担限度額の段差（増加額）がほぼ均等（300円から400円）となるように調整する。
- ③ 食費居住費の助成の要件となる預貯金等の基準について、所得段階に応じて設定することとし、第2段階、第3段階①、第3段階②の3つの所得段階それぞれに基準を設定する（第2段階：650万円、第3段階①：550万円、第3段階②：500万円）。同基準については、介護保険三施設いずれの場合も約98%の入所者が15年以内に退所していることを踏まえ、介護保険三施設の本人支出額の平均と年金収入を比較し、食費居住費の助成を受けながら本人の年金収入で15年間入所することができる水準（ただし、いずれの所得段階でもユニット型個室に10年間入所することができる水準）とする。なお、第2号被保険者は、若年性認知症等により長期入所が考えられるため、現行の基準（1,000万円以下）を維持する。また、夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は、現行の基準（1,000万円）を維持する。

これらの改正内容の詳細、事務手続、施行時期等については、追って連絡する。  
また、所要の省令等の改正については、検討を進めることとする。

見直しにあたっては、あわせて、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の活用等を促進するとともに、介護サービス利用者に説明を行うこととなる保険者や事業者の負担も踏まえ、見直しの趣旨や内容について丁寧に周知広報を行う予定である。

また、申請時等における預貯金額の確認については、必要に応じて、金融機関本店等に対する一括照会を実施いただいているところである。本照会について、これまで申請者本人の同意書を添付することとしていたが、事務負担軽減の観点から、令和2年4月より、同意書の添付を不要とすることとした。なお、同意書の取得そのものは引き続き必要である取扱いは変わらない点につき、ご留意いただきたい。

## (2) 高額介護（予防）サービス費の見直しについて

介護保険制度の高額介護サービス費の自己負担限度額は、制度創設時から医療保険の高額療養費制度を踏まえて設定されている。

この高額介護サービス費について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者のうち、年収 770 万円以上の者と年収約 1,160 万円以上の者について、世帯の上限額を現行の 44,400 円からそれぞれ 93,000 円、140,100 円とする見直しを行う。

### <現行>

収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当（年収約 383 万円以上）	44,400 円

### <見直し後>

収入要件	世帯の上限額
年収約 1,160 万円以上	140,100 円
年収約 770 万円～約 1,160 万円未満	93,000 円
年収約 383 万円～約 770 万円未満	44,400 円（据え置き）

※ 一般区分や市町村民税世帯非課税者等の負担限度額は変更なし

これらの改正内容の詳細、事務手続、施行時期等については、追って連絡する。  
また、所要の政令等の改正については、検討を進めることとする。

なお、平成 29 年の制度改正において、一般区分のうち 1 割負担となる被保険者のみの世帯については、年間の負担額が見直し前の年間の最大負担額を超えることのないよう、3 年間の時限措置として、446,400 円（37,200 円×12 か月）の年間上限が設定されているが、当初の予定通り令和 2 年 7 月までの措置となる。

## (3) 平成 30 年度税制改正の内容と所要の対応について

平成 30 年度税制改正により、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除

額を一律 10 万円引き下げるとともに、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を同額引き上げることとされ、令和 2 年分以後の所得について適用されることとなった。

平成 30 年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）において、これらの改正により「所得税又は個人住民税の総所得金額等や合計所得金額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において、適切な措置を講じなければならない」とされている。

介護保険制度においては、「合計所得金額」や「年金収入及びその他の合計所得金額」を所得段階の判定に用いており、保険料・利用者負担割合・高額介護サービス費・補足給付について、従前と所得段階が変わらないよう、従前の額を用いることとする対応を検討中である。

【影響時期】 保険料：令和 3 年度から、負担割合等：令和 3 年 8 月から

その他の介護保険制度改正と合わせ、所要の法令改正やシステム改修を行う必要があるが、詳細等については追って連絡する。

(参考) 住所地特例の見直しに関する検討

- ・ 平成 30 年の地方分権改革に関する提案募集において、住所地特例の対象外とされている施設のうち、住所地特例の対象施設と同一市町村にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすることが提案された。
- ・ 「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021 年度からの第 8 期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。
- ・ 社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年 12 月 27 日）において、「住所地特例の対象施設と同一市町村にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすることについては、地域密着型サービスは住民のためのサービスであること、現行でも市町村間の協議で他の市町村でのサービス利用が可能であること、また、制度が複雑になることも踏まえ、現時点においては現行制度を維持することとし、保険者の意見や地域密着型サービスの趣旨を踏まえて引き続き検討することが適当である。」とされた。



## 食費・居住費の助成（補足給付）の概要

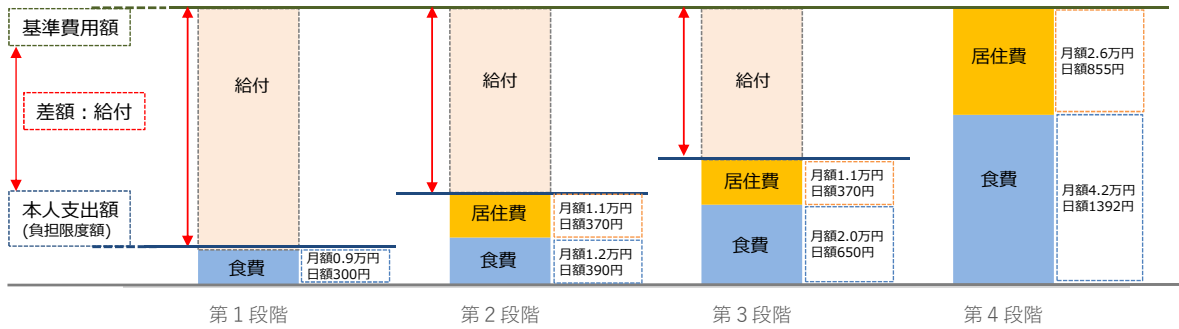
- 平成17年の介護保険法改正により、施設サービス・短期入所サービス利用者の食費・居住費を保険給付の対象外とした。
- これに併せて、市町村民税非課税世帯等の者について、所得に応じた利用者負担段階ごとに食費・居住費の本人支出額（負担限度額）を設定し、標準的な費用の額（基準費用額）との差額を介護保険から給付することとした（いわゆる補足給付）。
- 平成26年の介護保険法改正では、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性の確保の観点から、
  - ① 一定額超の預貯金等（単身1,000万円超、夫婦世帯2,000万円超）がある場合には対象外（平成27年8月施行）
  - ② 配偶者の所得は世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合には対象外（平成27年8月施行）
  - ③ 利用者負担段階の判定に当たり、非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案（平成28年8月施行）の見直しが行われた。

### 〔対象者〕

利用者負担段階	対象者	〔預貯金等の資産要件〕 単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者	
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、 年金収入金額 + 合計所得金額が80万円以下	
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
第4段階 (補足給付の対象外)	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

### 〔給付の仕組み〕

- 特別養護老人ホーム・多床室※の場合 ※ 基準費用額・負担限度額（食費・居住費）は、居室類型（ユニット型個室・従来型個室等）ごとに日額で設定

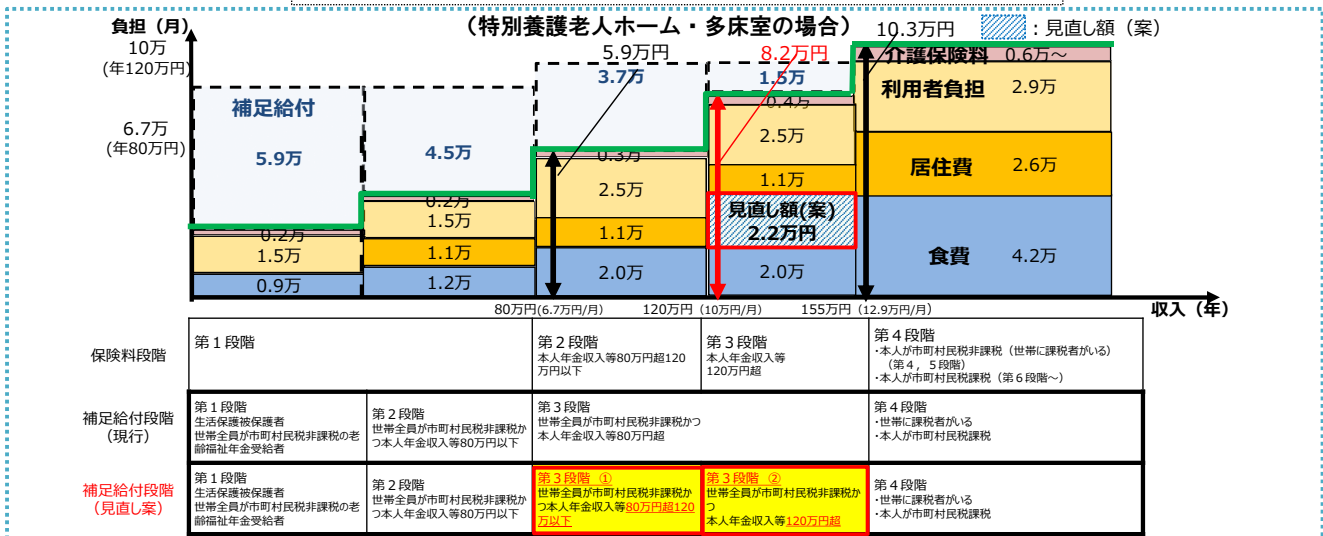


## 食費・居住費の助成（補足給付）に関する給付の在り方①

### 考え方

- 食費・居住費の助成（補足給付）の所得段階について、保険料の所得段階と整合させるとともに、能力に応じた負担とする観点から精緻化し、食費・居住費負担を含む本人の支出額について、所得段階間の均衡を図ることとはどうか。
- 具体的には、補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階と合わせて2つに分け（「第3段階①」「第3段階②」。下図参照。）、その上で、介護保険三施設に係る第4段階と第3段階②の本人支出額の差額（介護保険三施設平均）の1/2を、第3段階②の本人負担に上乗せしてはどうか。

算出式：{ (第4段階の本人支出額) - (第3段階②の本人支出額) } ÷ 2 = 2.2万円

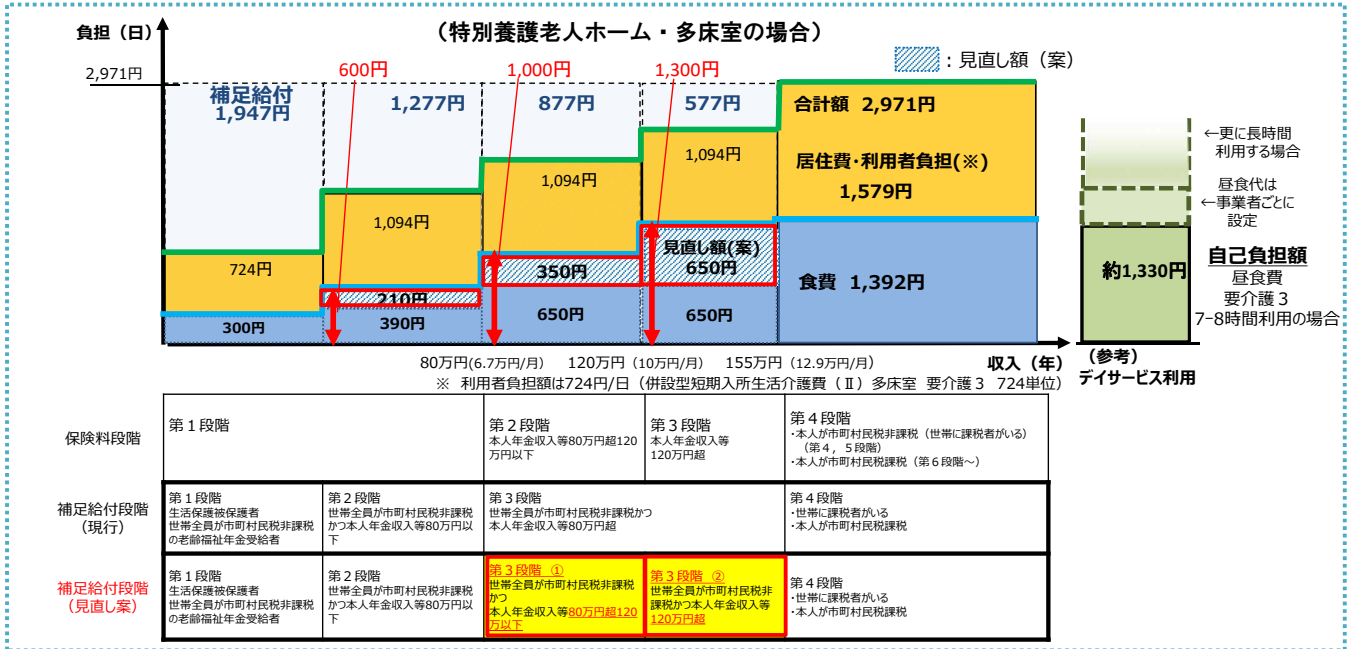


(参考)  
 ○ 医療保険料：H30・31全国平均の被保険者均等割額45,116円/年に、各保険料区分の乗率（令和3年度以降、軽減特例が無くなり本則7割軽減となった乗率）を乗じ、1,128円/月。153万円以上からは更に所得割が加算される（153万円を超えた額の8.81%）  
 ○ 外来医療費：住民税非課税の場合、高額療養費の外来上限8,000円/月が最大。高額医療介護合算制度（※1）により、上乗せされる自己負担額は年間1万円（10年で10万円程度）  
 ※1 第2段階の合算上限額は19万円/年、介護保険の利用者負担額は18万円/年のため、差し引き1万円/年の負担（第3段階の合算上限額31万円/年、介護保険30万円/年のため同額）  
 ○ 入院医療費：特養・ユニット・第2段階では月額7.5万円の負担に対して、一般病床では4.7万円（▲2.8万円）、療養病床では6.1万円（▲1.4万円）（※2）  
 ※2 生活費は特養と同等と仮定。医療費は高額療養費と高額介護サービスの上限額が同じであるため、介護保険利用料と同額。  
 ○ 生活費：平成28年介護サービス施設・事業所調査における理美容費、教養娯楽費、洗濯費、預かり金の管理費等の合計 20,353円/月

## 食費・居住費の助成（補足給付）に関する給付の在り方②

### 考え方

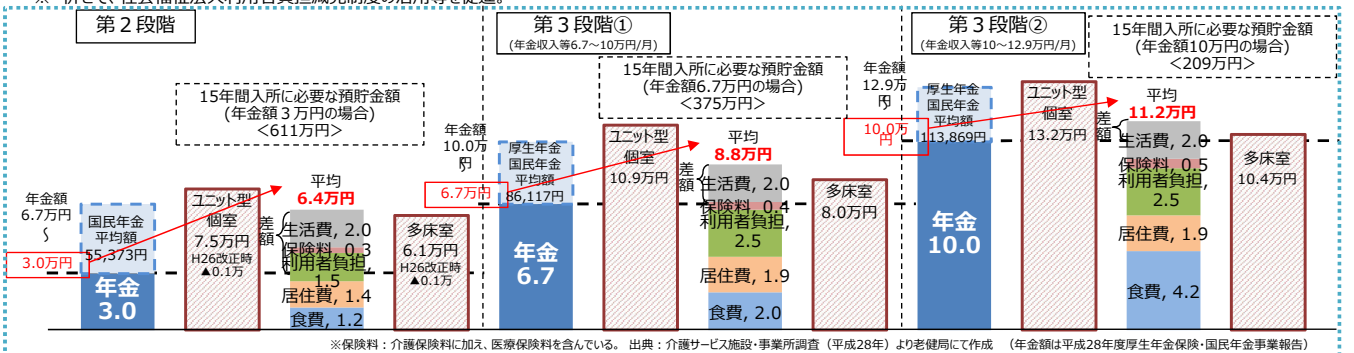
- ショートステイの食費・居住費の助成（補足給付）の所得段階について、保険料の所得段階と整合させるとともに、能力に応じた負担とする観点から精緻化し、食費の本人支出額について、所得段階間の均衡を図ることとしてはどうか。
- 具体的には、以下のようにしてはどうか。
  - ・ 補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階に合わせて2つに分け（「第3段階①」・「第3段階②」。下図参照。）、その上で、第3段階②の補足給付について、介護保険三施設と同額に設定（▲710円/日）。
  - ・ 食費が給付外となっているデイサービスとの均衡等の観点から、第3段階①、第2段階の助成額についても、負担能力に配慮しつつ、見直し。
  - ・ 各所得区分毎の段差が300円から400円となるように調整。



## 食費・居住費の助成（補足給付）に関する給付の在り方③

### 考え方

- 食費・居住費の助成（補足給付）の所得段階について、保険料の所得段階と整合させるとともに、能力に応じた負担とする観点から精緻化し、資産（預貯金）基準について、所得段階に応じた設定としてはどうか。
- 具体的には、補足給付第3段階の年金収入額を保険料の所得段階と合わせて2つに分け（「第3段階①」、「第3段階②」）、その上で以下の観点から、単身者「1,000万円以下」を、第2段階は「650万円以下」、第3段階①は「550万円以下」、第3段階②は「500万円以下」としてはどうか。
  - ・ 介護保険三施設いずれの場合も約9.8%の入所者が15年以内に退所している。
  - ・ 介護保険三施設の本人支出額の平均と年金収入を比較し、補足給付を受けながら本人の年金収入で15年入所することができる水準とする。
  - ・ 居宅サービス利用者や保険料を負担する方との公平性の観点から、基準額との差額の見直し。ただし、いずれの所得段階でもユニット型個室に10年入所することができる水準とする。
- ※ 第2号被保険者は、若年性認知症等により長期入所が考えられるため、現行の1,000万円を維持。
- ※ 夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は、現行の1,000万円を維持（第2段階の場合、本人650万円+配偶者1,000万円）。
- ※ 併せて、社会福祉法人利用者負担減免制度の活用等を促進。



【介護保険施設入所者の退所年数、退所割合】（特養の値を前回から修正） 出典：介護サービス施設・事業所調査（平成28年）より老健局にて作成

退所までの年数	10年未満	11年未満	12年未満	13年未満	14年未満	15年未満	16年未満	17年未満	18年未満	19年未満	20年未満
特養	94.0% (H26:91.1%)	95.4%	96.4%	97.0%	97.5%	97.9%	98.2%	98.4%	98.6%	98.7%	98.8%
老健	98.8%	99.1%	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
療養	97.1%	97.9%	98.4%	98.7%	99.0%	99.2%	99.3%	99.5%	99.5%	99.6%	99.6%
介護施設計	96.0%	96.9%	97.6%	98.0%	98.3%	98.5%	98.7%	98.9%	99.0%	99.0%	99.1%

- (参考)
- 外来医療費：住民税非課税の場合、高額療養費の外来上限8,000円/月が最大。高額医療介護合算制度（※1）により、上乗せされる自己負担額は年間1万円（10年で10万円程度）
  - ※1 第2段階の合算上限額は19万円/年。介護保険の利用者負担額は18万円/年のため、差し引き1万円/年の負担（第3段階の合算上限額31万円/年、介護保険30万円/年のため同額）
  - 入院医療費：特養・ユニット・第2段階では月額7.5万円の負担に対して、一般病床では4.7万円（▲2.8万円）、療養病床では6.1万円（▲1.4万円）（※2）
  - ※2 生活費は特養と同等と仮定。医療費は高額療養費と高額介護サービスの上限額が同じであるため、介護保険利用料と同額。
  - 高齢年金生活者支援給付金：補足給付第2段階相当以下（※3）の者等に対し、最大月額5,000円の支給がある ※3 公的年金等の収入金額と給付所得等の合計額が老齢基礎年金満額相当（約78万円）

## 高額介護（介護予防）サービス費の概要

月々の介護サービス費の自己負担額が世帯合計（個人）で上限額を超えた場合に、その超えた分が払い戻されます。

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	○市町村民税世帯非課税で「公的年金等収入金額+合計所得金額」が80万円以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	○市町村民税世帯非課税 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	○第1～3段階に該当しない者	世帯44,400円※

個人の高額介護（介護予防）サービス費の支給

$$\text{（利用者負担世帯合算額－世帯の上限額）} \times \frac{\text{個人の利用者負担合算額}}{\text{利用者負担世帯合算額}}$$

高額介護サービス費の支給：保険給付の1割（または2割・3割）負担分の合計額が上限額を超えた場合、申請により超過分が払い戻される。

※ 1割負担者のみの世帯について、年間上限（446,400円）が設定される。（平成29年8月から3年間の時限措置）

## 高額介護サービス費

### 考え方

- 高額介護サービス費の上限額について、医療保険における自己負担額の上限額に合わせ、年収約770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者については、世帯の上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円としてはどうか。
- 年間上限の利用者数の実績を踏まえ、年間上限の時限措置については、当初の予定通り令和2年度までの措置としてはどうか。

介護保険の自己負担限度額 (月額)		医療保険の負担限度額 (H30.8～) (70歳以上・月額・多数回該当)	
収入要件	世帯の上限額	収入要件※4	世帯の上限額
現役並み所得相当 (年収約383万円以上) <small>(注：平成29年見直し前の基準※1)</small>	44,400円 (※2)	①年収約1,160万円以上	140,100円
一般 <small>(1割負担者のみ世帯は年間上限あり※3)</small>	44,400円	②年収約770万～約1160万円	93,000円
市町村民税世帯非課税等  年金80万円以下等	24,600円  15,000円	③年収約383万～約770万円	44,400円
		一般	44,400円
		市町村民税世帯非課税等  年金80万円以下等	24,600円  15,000円

見直しのイメージ

※1  
○ 世帯内の第一号被保険者の課税所得が145万円以上であり、かつ、第一号被保険者が一人のみの場合は年収約383万円以上（世帯内に他の第一号被保険者がいる場合は合計520万円以上）

○ 現役並み所得者は、被保険者ベースで約320万人（全一号被保険者の約9.1%）。さらに、サービス受給者ベースでは約16万人（全一号被保険者の約0.5%）。うち、自己負担額が44,400円を超えるサービスを利用する者は約10万人（全一号被保険者の約0.3%）。※4と同じ割合と仮定すると、年収770万円以上の者は約1.4万人、年収1,160万円以上の者は約1.7万人。

※2  
○ 実際には、高額介護サービス費の上限に到達するのは、例えば以下のケースが想定される。  
・3割負担者本人が介護サービスを利用しているケース  
→ 介護状態でありながら現役並み所得を得ている（不動産収入等がある）場合  
・3割負担者本人は介護サービスを利用しておらず、その配偶者（2割負担）が介護施設に入所しているケース  
→ 本人が就労し高収入を得ており、かつ、配偶者が年額280万円以上の厚生年金の受給等がある場合

※3  
○ 年間上限446,400円。平成30年9月～令和元年8月支出決定分で累計51,809件。（高額サービス費全体の件数（令和元年8月：1,639,419件）の3%）

※4  
○ 医療保険制度における70歳以上の加入者のうち、現役並み所得相当が占める割合は約7.7%  
このうち、  
① 年収約1,160万円の占める割合は約17%  
② 年収約770万～約1,160万円の占める割合は約14%  
③ 年収383万～約770万円の占める割合は約69%

【参考資料5】

湧別町の高齢者向けのサービス一覧（町・社会福祉協議会）

① 湧別町

番号	事業名	事業の内容	対象者の基準
1	寝たきり老人等介護手当助成事業	介護者の経済的及び精神的負担を軽減するため、介護手当月2万円（4半期ごとに支給）を支給します。 ※介護保険サービス、障害児福祉手当、特別障害者手当との併給可能です。	寝たきり及び認知症の高齢者で、3ヶ月以上継続して要介護4相当以上の方（入院・ショートステイ等の自宅以外で生活し介護の必要のない日が、その月の過半数を超える月は除く）
2	寝たきり高齢者等紙おむつ購入費助成事業	※事前申請が必要です。 在宅の寝たきり高齢者等を介護する世帯の経済的負担の軽減を目的とし、紙おむつの購入費用の1/2を助成します。 ただし、対象となる紙おむつは、町内で購入したものに限り、（月助成限度額5,000円）	在宅で今後1ヶ月以上常時おむつを必要とする方で、次のいずれかに該当する方 ・要介護認定を受け、要介護2以上の方 ・要介護認定を受けない方で要介護2相当以上の方 ・身体障害者で上肢又は下肢、体幹及び視覚のいずれかで1級又は2級の方 ・知的障害者でA判定の療育手帳所持者 ・精神障害者で1級の精神保健福祉手帳所持者
3	高齢者等生活応援事業（おむつに係る有料ごみ袋の配布）	在宅でおむつを使用している高齢者等の生活を応援し、対象者1名につき1ヶ月あたり燃やすごみ用15リットル袋5枚を支給します。	在宅でおむつを使用し、下記のいずれかに該当する方 ・満75歳以上の方 ・要介護認定「要介護1から5」の方 ・障害者及び障害児
4	高齢者用歩行車購入助成事業	高齢者の屋外生活を助長し、健康な体づくりのため、屋外用歩行車を購入する方に対し購入費用の1/2を助成します。（助成限度額15,000円）	在宅の高齢者等が歩行困難な状態で、屋外用歩行車を使用することで外出が可能となる方（3年間は新たに助成を受ける事はできません）
5	生きがい対応型デイサービス事業	要介護状態への進行を防止するため、通所により日常生活訓練や趣味活動、日常生活習慣の指導等を行います。	要介護認定で「自立」と判定された方及びおおむね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者、その他これに準すると認められる方
6	軽度生活援助事業（ふれあい訪問）	・日常生活上の軽易な支援 ・訪問又は電話により健康状態の確認、心配事相談、生活指導等を行います。	要介護認定で「自立」と判定された方及びおおむね65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者、その他これに準すると認められる方
7	生活管理指導員派遣事業	・日常生活に必要な支援、指導等を提供するためホームヘルパーを派遣します。 ・週1回で2時間以内で利用が可能です。	要介護認定で「自立」と判定された方で、在宅で支援等が必要であると認められた方
8	生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）	・特別養護老人ホームを利用したショートステイ事業 ・1ヶ月で7日以内の利用が可能です。	要介護認定で「自立」と判定された方で、在宅支援等が必要と認められた方（介護者のやむを得ない事由により介護を受けることができないなど）
9	外出支援サービス事業	・移送車両により機能訓練、通院等の外出支援を行います。 ・町内の医療機関に診療科目がない場合は遠軽町か紋別市の医療機関に移送する場合があります。	おおむね65歳以上で家族等の送迎が困難な、身体的に障害のある高齢者、その他これに準すると認められる方。（介護者がいなければ医療機関までの移動が困難で、町内に家族等がない方。）
10	高齢者等さわやか住宅改造補助事業	住宅での快適な住環境の整備を目的とし住宅改造費用の1/3を補助します。（補助限度額30万円） 主な改修：浴室、手すり、段差解消等	町民税所得割非課税世帯のうち、65歳以上の方がいる世帯又は重度身体障害者であって日常生活に介助が必要なものいる世帯で、日常生活に対応した住宅の改造を行う方
11	高齢者バス通院費助成事業	・バス券交付枚数 1人年間72回（3ヶ月当たり18回） 人工透析の場合は年間300回（150往復）	70歳以上の方で、バスによる通院が必要な方 ※「12」の高齢者外出支援ハイヤー料金助成事業との併用はできません。 ※満65歳以上の方の町営バス運賃は無料です。
12	高齢者外出支援ハイヤー料金助成事業	歩行困難でハイヤーによる通院又は買物等をよぎなくされている方に対し、ハイヤー券を年間192枚（3ヶ月当たり48枚を限度）を交付します。 ※通院は最大4枚利用可 ※買い物・知人宅訪問は最大2枚利用可	要支援1以上又は要支援1以上と同等であると認められ、かつ車の運転が出来ない又は送迎してくれる親族が近くになく、バスに乗車することが困難な方 ※「11」の高齢者バス通院費助成事業との併用はできません。
13	介護サービス等利用者負担額助成	非課税世帯の介護保険在宅系サービスの自己負担額の1/2を助成をします。	湧別町の介護保険被保険者で、湧別町在住の住民税非課税世帯の方（非課税世帯基準日7月1日）

② 湧別町社会福祉協議会

番号	事業名	事業の内容	対象者の基準
1	除雪サービス	冬期間の積雪による緊急避難路の確保のための除雪を行います。1回5mまで300円、10mまで400円、15mまで500円、詳細はお問い合わせください。	ひとり暮らし又は夫婦で、除雪を行うことが困難な世帯
2	給食サービス	食生活の改善、安否の確認、孤独感の解消など定期的に給食の宅配を行います。週2回（夕食）1食350円	ひとり暮らし又は夫婦で、食事を作ることが困難な世帯

## 参考資料

### 新型コロナウイルス感染症の影響により計画に影響が生じた内容

計画名	頁数	計画内容	計画に影響が生じた内容
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	P 36	(1) 令和2年度敬老会の開催（生きがいつくりの推進）  (2) チューリップ生きがい大学の実施 令和2年度： <u>開催回数10回</u>	(1) 令和2年度敬老会 <u>式典中止</u> ※ 新型コロナウイルス感染防止対策のため、式典を中止し、敬老祝金の贈呈を持参又は郵送で行った。 (2) チューリップ生きがい大学 令和2年度： <u>中止</u> ※ 新型コロナウイルス感染防止対策のため、開催をすべて中止。
	P 37	(1) 健康相談・健康教育の実施(老人クラブ、ふれあいサロン) 老人クラブ（26団体）： <u>各3回予定</u> ふれあいサロン（4団体）： <u>各2～3回予定</u> ※ うち1団体は健康相談のみ毎月予定	(1) 健康相談・健康教育の実施(老人クラブ、ふれあいサロン) 令和2年度 健康相談： <u>実施回数 49回 参加延 533人</u> 健康教育： <u>実施回数 48回 参加延 551人</u> ※ 新型コロナウイルス感染防止対策のため、一部の開催を中止。（数値は見込み）
	P 38	(1) 一般介護予防事業の実施回数・参加者延数 令和2年度：開催回数 <u>48回</u> 参加延 <u>1,200人</u>	(1) 一般介護予防事業の実施回数・参加者延数 令和2年度：開催回数 <u>42回</u> 参加延 <u>980人</u> ※ 新型コロナウイルス感染防止対策のため、4・5月の開催を中止。（数値は見込み）
	P 39	(1) 特定健診・がん検診の実施  (2) 健康相談（相談・面談・訪問）の実施 (3) 健康教育（健康測定・講話・実習）の実施	(1) 特定健診・がん検診の実施 <u>新型コロナウイルス感染防止対策により受診制限を実施</u> (2) 個別健康相談 } <u>新型コロナウイルス感染防止対策による</u> (3) 集団健康教育 } <u>開催回数の減少</u>
障がい者基本計画・障がい福祉計画、障がい児福祉計画	P 21	(1) 重度訪問介護 令和2年度：利用者数 <u>1人</u> 利用時間 <u>20時間/月</u>	(1) 重度訪問介護 令和2年度実績見込：利用者数 <u>0人</u> 利用時間 <u>0時間/月</u> ※ 事業は利用可能であるが、利用者(家族)が新型コロナウイルス感染のリスクを懸念し利用を控えている。
	P 35	(1) 移動支援事業 令和2年度：実利用者数 <u>10人</u>	(1) 移動支援事業 令和2年度実績見込：実利用者数 <u>6人</u> ※ 事業は実施しているが、支給決定者(家族)のうち2人が新型コロナウイルス感染のリスクを懸念し利用を控えている。

計画名	頁数	計画内容	計画に影響が生じた内容
	P 36	(1) 日中一時支援事業 令和2年度：実利用者数 <u>2人/月</u>	(1) 日中一時支援事業 令和2年度実績見込：実利用者数 <u>0人</u> ※ 事業は実施しているが、支給決定者(家族)1人が新型コロナウイルス感染のリスクを懸念し利用を控えている。(利用を見込んでいた方のうち1人は施設に入所)
食育推進計画	P 21	(1) 元気まつり 令和2年度：開催回数 <u>1回</u> 参加延 <u>689人</u>  (2) バランス丼 令和2年度：開催回数 <u>12回</u> 参加延 <u>99人</u> ※ 参加延は令和元年度実績  (3) ヘルシー Spoon 会 1) 総会： <u>1回</u> 参加 <u>6人</u> 2) 講習会： <u>4回</u> 参加 <u>32人</u> 3) 7か月2歳相談での試食提供： <u>9回</u> 参加 <u>12人</u> 4) 元気まつりでの試食提供： <u>1回</u> 参加 <u>8人</u> 5) たんぼぼ広場での試食提供： <u>1回</u> 参加 <u>2人</u> ※ 参加人数は令和元年度実績  (4) 健康教室の実施 自治会や各種団体から依頼を受け、健康教室を実施。 食育に関するもの： <u>8回</u> 参加延 <u>99人</u> ※ 令和元年度実績	(1) 元気まつり 令和2年度：開催回数 <u>0回</u> 参加延 <u>0人</u>  (2) バランス丼 令和2年度：開催回数 <u>5回</u> 参加延 <u>25人</u> (12月現在) ※ 新型コロナウイルス感染防止対策のため、4～7月の開催を中止。8月から毎月1回実施している。  (3) ヘルシー Spoon 会 1) 総会： <u>書面決議</u> 2) 講習会： <u>2回</u> 参加 <u>13人</u> <u>3)～5)は新型コロナウイルス感染防止対策のため中止。</u>  (4) 健康教室の実施 自治会や各種団体から依頼を受け、健康教室を実施。 食育に関するもの： <u>0回</u> 参加延 <u>0人</u> (12月現在) ※ 5月に民間会社の職員を対象とした健康教室を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染防止対策により中止となった。

※ 地域福祉計画については、計画内容に影響なし

### 意見・質疑等について

計画名	第8期湧別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）
委員氏名	

ページ・行	意見等内容	理由
【素案】		

提出期限 1月19日（火）